

第 59 回 通常総代会資料

# 協同のあゆみ

---

令和 5 年度 事業報告書

令和 6 年度 事業計画書

と き／令和 6 年 6 月 22 日（土） 午前 9 時 30 分

ところ／あかね文化ホール 小ホール

滋賀蒲生町農業協同組合

# JA 綱領

## わたしたち JA のめざすもの

わたしたち JA の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、私たちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. JA への積極的な参加と連帯によって、共同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JA を健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

## 第 59 回 通常総代会次第

1. 開 会
2. 組 合 長 挨 拶
3. 議 長 選 出
4. 書 記 指 名
5. 議 事
6. 報 告 事 項
7. 閉 会

## 目 次

第 59 回 通常総代会議案	2 ～ 4
令和 5 年度 事業報告	5 ～19
貸借対照表	20
損益計算書	21
剰余金処分案	22
監査報告書	23～27
部門別損益計算書	28
令和 6 年度 事業計画（案）	29～47
自己改革工程表	48～49
定款及び定款附属書総代選挙規程の一部変更について	50～52
報告事項	53～56

注記表及び附属明細書については、法令及び定款第 44 条第 5 項の規程に基づき、今年度より当組合のホームページ (<https://ja-shigagamou.jp>) に掲載しております。また、事業別の明細についても、上記の対応に併せ、当組合のホームページに掲載しております。

## 第 59 回 通常総代会議案

### 第 1 号議案 令和 5 年度（第 59 年度）事業報告及び剰余金処分案の承認について

令和 5 年度の「事業報告」の承認をお願いするとともに、JA を取り巻く環境が依然として厳しい折から、財務基盤の強化をはかるとともに、今後の事業展開等を勘案した中で、「剰余金処分案」を確定させるため、承認をお願いするものです。

令和 5 年度（第 59 年度）の事業報告及び剰余金処分案は、「第 59 回通常総代会資料」（事業報告 5 ページ～19 ページ、剰余金処分案 22 ページ）に記載のとおりです。

なお、事業報告の附属明細書については、法令及び定款第 44 条第 5 項の規程に基づき、当組合のホームページ (<https://ja-shigagamou.jp>) に掲載しております。

※報告事項 1 貸借対照表、損益計算書（20 ページ～21 ページ）に記載のとおりです。

なお、注記表及び貸借対照表、損益計算書の附属明細については、法令及び定款第 44 条第 5 項の規程に基づき、当組合のホームページ (<https://ja-shigagamou.jp>) に掲載しております。

### 第 2 号議案 令和 6 年度 事業計画の設定について

令和 6 年度の「事業計画」の承認をお願いするものです。

令和 6 年度の「事業計画」は（29 ページ～47 ページ）に記載のとおりです。

### 第 3 号議案 定款及び定款附属書総代選挙規程の一部変更について（特別決議）

#### 1. 変更の理由

定款及び定款附属書総代選挙規程の一部について、以下の理由等により、所要の変更を行うものです。

#### (1) 定款

- ① 「刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）」により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されたことから、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）」により農協法が改正されたことに伴い、所要の変更を行う。
- ② 令和 5 年 4 月 1 日に施行された「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（法律第 56 号）」により、連合会が農業経営を行う場合の会員である組合における総会決議が不要とされたこと及び、正組合員数が 1,200 人以下である組合においては、農業経営を行う際の組合員からの書面同意手続きが不要となり、総会決議（特別決議）のみでよいこととされたことに伴い、所要の変更を行う。

#### (2) 定款附属書総代選挙規程

- ① 「刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）」により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されたことから、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）」により農協法が改正されたことに伴い、所要の変更を行う。
- ② 昨今の個人情報保護意識の高まり等をふまえ、総代選挙に際し総代の住所・氏名等を掲示することとする規定を、住所に代え「選挙区」を掲示することとする変更を行う。

#### 2. 変更の内容

「定款新旧対照表（案）」（50 ページ～51 ページ）及び「定款附属書総代選挙規程新旧対照表（案）」（51 ページ～52 ページ）に記載のとおりです。

### 3. 附帯決議

定款及び定款附属書総代選挙規程の一部につき、認可申請の際の行政庁の指示による字句等の修正は、理事会に一任願いたいと存じます。

#### 第4号議案 令和6年度（第60年度）経費の賦課及び徴収方法の決定について

営農指導を行うための必要な経費に充てるため、定款第24条に定める経費の賦課について承認をお願いするものです。

なお、経費の賦課及び徴収方法については以下のとおりです。

- (1) 組合員割 正組合員1戸・法人（団体）当たり400円  
※なお、准組合員資格の営農組合は組合員割を負担する。
- (2) 賦課基準日 令和6年6月1日現在により算定する。
- (3) 徴収期限 令和6年11月末日
- (4) 徴収方法 賦課金納付書により、現金または貯金振替による払込み

#### 第5号議案 令和6年度（第60年度）理事の報酬額の決定について

昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等を考慮して、令和6年度の理事の報酬については総額1,100万円以内とし、その範囲内における各理事の報酬額、支給方法等については理事会に一任願いたいと存じます。

なお、理事の報酬額には、職員兼務理事の職員給与分は含みません。

#### 第6号議案 令和6年度（第60年度）監事の報酬額の決定について

昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等を考慮して、令和6年度の監事の報酬については総額600万円以内とし、その範囲内における各監事の報酬額、支給方法等については監事の協議に一任願いたいと存じます。

なお、監事3名のうち員外監事は1名です。

**附帯議案** この総代会で決議した事項のうち、権利義務に関係しない軽微な事項の修正及び違算・誤字の訂正並びに法令その他行政庁の指示等により補正変更を必要とする場合は、その主旨に反しない範囲内においてその変更を理事会に一任願いたいと存じます。

以上のとおり上程致します。

(注) 当該資料は農業協同組合法施行規則第161条第1項に基づき交付する総会参考書類に該当するものです。

令和6年6月22日  
滋賀蒲生町農業協同組合  
代表理事組合長 谷口 信樹

- 報告事項1 貸借対照表、損益計算書について  
報告事項2 (有) アグリ蒲生の決算報告について  
報告事項3 「JAバンク基本方針」について

## 総代会に対する理事の提出書

令和5年度（第59年度）事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記表並びにこれらの附属明細書について、監査報告書を添えて、提出いたします。

また、部門別損益計算書について、あわせて提出いたします。

令和6年6月22日

滋賀蒲生町農業協同組合	
代表理事組合長	谷口信樹
筆頭理事	野村秀平
理事	森田博
”	西村喜雄
”	連藤美佐子
”	日永俊之
”	中本嘉津由
”	高木幹雄
”	西村洋子
”	曾我和美
”	山中利次
常勤理事	塩田育弘
”	徳田敏宏

## I. 令和5年度事業報告（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

### 1. 組合の事業活動の概況に関する事項

#### (1) 当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容と成果

当該事業年度を振り返りますと、5月にコロナの感染症の分類が「5類」に移行し、経済活動の正常化が進みましたが、不安定な国際情勢や円安の進行もあり、原油・肥料等の生産資材価格は高騰し、物価も上昇しました。そこで、当組合では、肥料価格高騰対策事業で、国、滋賀県、東近江市からの助成金を活用すべく申請業務の実施と肥料銘柄の集約や農家予約の積み上げによる価格低減に努めています。

令和5年度は、当組合の第8次中期経営計画の中間年度であり以下の3点を重点事項として事業を進めています。①地域における農業の担い手確保と関係強化、ICT(情報通信技術)の活用による効率的な農業経営の確立を目指すこと②組合員はじめ地域の皆様が豊かで幸せに暮らせるようJAの総合力を発揮し協同活動を活性化させること③JAの健全性を高め、経営資源の再構築を図り、組織・事業の基盤を強化です。

1点目の担い手確保については、集落営農法人連絡協議会において集落法人体制の強化や担い手の確保について継続協議を実施しています。新規就農関連では、就農希望者の相談・支援を実施し、研修の受け入れ準備を行い、令和6年度から(有)アグリ蒲生で研修を引き受けることとなりました。また、東近江地域農政連絡協議会蒲生支部と協力し、県や国への要請や蒲生地区の若手農業者を中心にドローン・ザルビオ等、ICT(情報通信技術)の活用を提案しています。

2点目については、組合員、地域の皆様が、「集まる」をキーワードに本店を中心とした小さな拠点づくりを進めさせていただいており、令和4年度ではありますが、給油所を移転しコンパクト給油所の開業に続き、本店敷地の有効活用としてドラッグストアの誘致を行いました。ドラッグストアの店舗では地元のお米や直売所で人気のちらし寿司や炊き込みご飯が販売されており、組合員、地域の皆様から、近くにドラッグストアができて便利になったとのお声をいただきました。併せて、直売所への集客対策として各事業と連携しイベントの開催を行っています。

3点目の組織・事業の基盤を強化については、老朽化する農業施設の改修や維持管理のため、低温倉庫の屋根の修繕、カントリーの乾燥機バーナーの更新を行っています。

事業実績については、近代化資金、アグリマイティー資金を活用した農業関連融資の増加などあり、融資残高が約42億円となり、貯金量約395億円の1割以上を活用しています。

事業損益では、組合員・地域の皆様に支えられ、事業利益3,422万円、経常利益5,612万円、当期剰余金3,619万円を確保することが出来ました。これもひとえに、組合員・地域の皆様のご愛顧の賜物と心から厚く御礼を申し上げます。

## 指 導 事 業

水稲では、5月下旬～6月の日照不足で分けつが抑制され穂数が減少したことや、6月下旬～9月の高温により、登熟後半の栄養凋落等が要因で収量・品質の低下となりました。特に中生品種では登熟不足による乳白や心白等の被害が多く1等比率が低い状況となり、農林水産省が公表した滋賀県における作況指数は「97」となりました。

このような中、気象変動に対応した力強い米づくりを目指すため、①気象変動に強い稲作りの実証圃（土づくり肥料）②化学肥料低減実証圃（ケイブン）等に取り組みました。また、ICT（情報通信技術）を活用し、日々の生育状況の管理や、生育・葉色を可視化することで、品質と収量への影響を検証しました。

小麦については、品質、収量ともに良好であり、畑作物産地形成促進事業の取り組み推進と、経営所得安定対策を含めたなかで農業者の所得向上（安定）に取り組みました。

大豆（小豆）については丹波黒大豆での作付けを拡大して頂き合計219ha（前年対比107.3%）の作付けを頂きました。野菜については、水田を活用した生産振興でのキャベツ、ブロッコリー、レタス、小菊の契約栽培に取り組みました。また、いちごの生産拡大に取り組み、市場を通じた量販店への販売を行いました。

担い手育成では、集落営農法人連絡協議会、青壮年農業者との意見交換会等を開催し、持続可能な農業に向けて多様な担い手との関係づくり強化に取り組みました。

生活事業ではカルチャースクールや組合員健診等を実施し、組合員の集う「場」の提供に取り組みました。

また、直売所「旬菜館さくら」でも「集まる」をキーワードに地産地消やくらしの活動を行うグループの支援、地域内の小学生の食農教育の受入れ等を通し、地域と地域農業の活性化に取り組みました。

## 信 用 事 業

農業と地域利用者をつなぐ金融サービスの提供と地域活性化をテーマに揚げ、組合員や地域の皆様に密着した金融機関として、利用者目線の業務運営のもと経営基盤強化をめざして取り組んで参りました。期末貯金残高は395億363万円（前年対比98.3%）となりました。年金受給者友の会の会員数は、1,900名（前年対比100.6%）となりました。

住宅ローンやマイカー・教育ローン等の優遇金利施策の実施を行い、貸出金残高の増強に努めました。期末貸出金残高は42億19万円（前年対比102.4%）となりました。

また、農業融資では、生産者・担い手向けの金融支援や融資相談機能の強化に取り組み、「農業・農業者応援プラン」の活用を頂き、期末農業融資残高は4億869万円（前年対比109.7%）となりました。

令和5年度もコロナ禍により年金受給者友の会親睦旅行は中止し、花の苗プレゼントと親睦旅行の替りとなる誕生日プレゼントは実施いたしました。

## 共 済 事 業

契約確認や共済金請求もれがないか確認を行う『あんしんチェック』を1,510世帯実施し、世帯未加入者の提案に繋ぐことができました。その中で特に次世代を担う若年層への積極的な推進活動を行うことができ、63名の新規ご加入を頂きました。また自動車共済の事故対応による総合満足度は97.3%であり、全国平均94.3%を上回り、交通事故に遭われた加入者様の多くに安心と満足をお届けことができました。

地域貢献活動では、春と秋の全国交通安全週間を重点期間とし各期8日ずつ交通立ち番を行い、交通安全の啓発活動を行いました。また、あかねフェアでは自転車シミュレーター「すまいる号」にて、小中学生を中心に自転車安全運転診断・交通安全指導を行いました。

また、地域住民、次世代層との繋がり強化やJA事業の周知を目的として、アンパンマン交通安全キャラバンとアンパンマンミニショーを実施しました。

長期共済の新契約では616件36億1,803万円（保障）のご契約を頂き、短期共済（火災・自動車・傷害共済）では1億8000万円の掛金を頂きました。また、自賠責共済では973件のご契約を頂きました。

共済金支払実績では9億6,073万円をお支払いすることが出来ました。

## 購 買 事 業

（生産資材）

農業資材の高騰により農業経営へ影響を及ぼすなか、全農等取引先との交渉により早期予約注文と早期仕入れによるスケールメリットを活かした生産コスト低減と安定供給に取り組みました。

また、土づくり資材について土壌診断を活用し、必要な成分を補い気候変動に強い稲づくりを推進しました。肥料・農薬では、土づくり肥料や元肥一発肥料を中心に取扱高は1億9,642万円、その他資材等の取扱高は3,535万円で生産資材取扱高の合計では2億3,178万円のご利用を頂きました。

（生活資材）

葬祭では、ホール葬66件・自宅葬21件のご利用を頂き、葬祭利用高は3,439万円でした。

また、燃料部門では、給油所燃料、LPガスを含めた燃料取扱高は、1億7,701万円、食品、葬祭用具等、生活資材全体での取扱高は2億6,891万円のご利用を頂きました。

購買事業全体では、5億69万円の購買品取扱高を計上することが出来ました。

## 販 売 事 業

水稲作況指数は「やや不良」で、66,140袋（加工米、輸出用米等を除く）の出荷（前年対比86.1%）となりました。環境こだわり米の「みずかがみ」は学校給食に、「特別栽培米 日本晴」や「レーク65」については、全農パールライスを通じて「柿の葉寿司」や「回転すしチェーン店」へ契約栽培による有利販売に取り組みました。

また、主食用米の需給状況が大きく変動する中、需要に応じた水田活用として、コメ新市場開拓等促進事業を活用した基幹作物での輸出用米への推進に取り組みました。国の輸出産地指定を受け、栽培面積は、102haとなりました。（前年対比90.3%）

小麦は、全体的に天候に恵まれ順調に収穫を迎えられ880t（前年対比91.8%）を検査し、1等の格付けについてはAランクの検査結果となりました。

大豆については、播種時期に降水量が多く播種が遅れた圃場が見受けられました。また、梅雨明け以降高温に経過しましたが、特産大豆・検査大豆ともに収量・品質は平年並みとなり販売高は、1億3,921万円（前年対比101.5%）となりました。

## 利 用 事 業

育苗センターでは、集落営農組織や組合員皆様のご利用を頂き74,514枚（前年対比95.5%）の箱苗を供給しました。日本晴・レーク65を中心に増加しました。

カントリーでは、水稻2,025t（前年対比90.5%）の荷受重量、小麦1,032t（前年対比89.0%）の利用を頂きました。

## 加工事業

味噌加工では、地元の錦大豆で作った佐久良川味噌をお歳暮用の「ふるさと BOX」、直売所「旬菜館さくら」等を通じて、625 kg (前年対比 61.6%) 供給しました。

精米加工では、主に環境こだわり米みずかがみを学校給食へ供給するほか、「旬菜館さくら」等にて地域の消費者へ供給しました。また、年間を通じて低温倉庫保管し、定期的に米を供給する「蔵出し米」に取り組みました。

## その他事業

農地の貸し借りについては、当組合の事業である農地集積円滑化事業から国の事業である農地中間管理機構へスムーズに移行できるように取り組みました。

(2) 当該事業年度における事業の経過

	年 月 日	事 項
令和5年	4月4日	育苗センター播種開始
	4月28日	理事会・監事会
	5月2日～5月10日	みのり監査法人 監査（期末監査）
	5月8日	監事監査 定期監査（期末監査）
	5月9日、10日、12日	小学校農業体験支援
	5月17日	県庁検査（1次）
	5月18日	みのり監査法人 監査（開示検証監査）
	5月29日	みのり監査法人の監査報告書を受領
	5月29日	理事会・監事会
	6月3日	小麦CE施設稼働
	6月7日	理事会
	6月16日、17日	年金友の会花の苗プレゼント
	6月24日	第58回通常総代会・理事会・監事会
	7月1日	農業用廃プラスチック回収
	7月5日	キャベツ・ブロッコリー研修会
	7月7日	直売所13周年フェア
	7月9日	JA共済アンパンマン交通安全キャラバン
	7月11日～7月14日	女子旅クラブ満期旅行
	7月27日	理事会・監事会
	7月31日～8月2日	県庁検査（2次）
	8月3日～8月5日	水稲委託防除
	8月4日	監事監査 随時監査（令和5年度第1四半期）
	8月17日～8月22日	みのり監査法人 監査（内部統制システムの整備運用）
	8月26日	令和5年産米CE施設稼働
	9月8日	県庁検査（講評）
	9月19日	園芸スクール
	9月19日、21日、25日	小学校農業体験支援
	9月28日	理事会・監事会
	9月30日	輸米CE施設稼働
	10月2日	監事監査 定期監査（棚卸立会）
	10月20日、21日	年金友の会花の苗プレゼント
	10月27日	理事会・監事会
	10月28日	JA杯グラウンドゴルフ大会
	10月30日～11月2日	みのり監査法人 監査（内部統制システムの整備運用）
	10月31日	大豆出荷研修会
	11月2日	監事監査 定期監査（令和5年度上半期）
	11月19日	第24回 蒲生いきいきあかねフェア
	11月27日	理事会・監事会
	11月28日	JAバンク グラウンドゴルフ県大会
	12月2日	共済優友会 親睦旅行
12月6日	蒲生ふるさとBOX配送	
12月7日	冬季農談会	
12月9日	農業用廃プラスチック回収	
12月15日	集落営農法人連絡協議会 定例会	
12月27日	理事会・監事会	
令和6年	1月16日～19日	みのり監査法人 監査（内部統制システムの整備運用）
	1月30日	理事会・監事会
	2月6日	監事監査 随時監査（令和5年度第3四半期）
	2月26日	理事会・監事会、人権研修会
	2月27日	集落営農法人連絡協議会 定期総会
	2月27日	青壮年交流会
	3月4日、5日	職員人権研修
	3月5日、6日	みのり監査法人 監査（資産査定）
	3月7日、8日	ゴルフ友の会 満期コンペ
	3月27日	理事会・監事会
	3月30日	監事監査 定期監査（棚卸立会）



6月24日 第58回通常総代会



7月7日 直売所13周年フェア



9月19日 園芸スクール



9月19日、21日、25日 小学校農業体験支援



10月20日、21日 年金友の会花の苗プレゼント



11月19日 蒲生いきいきあかねフェア

### (3) 財務・事業成績の推移

(単位：千円)

区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (当期)
財務	事業利益	37,739	36,222	53,730	34,224
	経常利益	50,451	52,985	65,365	56,121
	当期剰余金	36,771	37,616	60,701	36,194
	総資産	42,884,422	42,349,516	43,008,905	42,259,624
	純資産	2,373,057	2,357,182	2,267,181	2,197,882
信用事業	貯金	39,961,032	39,468,101	40,217,489	39,503,630
	預金	34,979,301	34,145,413	33,721,382	33,138,023
	貸出金	2,992,289	3,199,737	4,104,817	4,200,192
	有価証券	2,596,310	2,825,260	2,886,890	2,684,239
	(国債)	596,090	770,590	927,690	881,040
	(地方債)	1,172,660	1,151,450	1,103,830	880,610
	(政府保証債)	330,980	322,410	305,540	292,700
	(特別法人債)	196,740	190,800	177,280	271,139
共済事業	(公社債)	299,840	390,010	372,550	358,750
	長期共済保有高	70,299,138	67,685,480	65,183,879	63,496,557
	短期共済新契約掛金	182,436	175,004	177,722	179,995
購買事業	購買品供給・取扱高	453,234	486,392	517,039	500,686
販売事業	販売品販売・取扱高	825,918	795,449	746,175	795,418

※購買品供給高及び販売品供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

### (4) 単体自己資本比率

組合の単体自己資本比率 19.91% (令和6年3月31日現在)

### (5) 対処すべき重要な課題

農業者の高齢化や後継者不足等により、将来の農業経営への不安感や農村の過疎化は依然として深刻化しています。また金融市場は低金利環境から物価上昇に伴い金利上昇局面となる中、資金の調達と運用のバランス、適切な運用戦略、リスク管理を行う態勢づくりを進める必要があり、JA経営の収支改善と地域の更なる活性化が課題となっています。

第8次中期経営計画とJA自己改革を役職員が一丸となって取り組み、食と農を基軸とした蒲生地区に根ざした総合農協として、なくてはならない存在となり、緑豊かな田園風景が10年後も20年後も変わることなく、安心して農業ができるよう目標に向かって取り組みを行います。

なお、当該事業年度における農業所得の増大に関する事項並びに組合の事業運営等に対する准組合員の意見等の反映及び事業の利用に関する事項については、「自己改革工程表」に記載しております。

### (6) その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項

#### 業務の適正を確保するための体制

当組合では、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・地域の皆様に安心して組合をご利用頂くために、内部統制システム基本方針を平成31年2月27日に策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。内部統制システム基本方針と運用状況については、記載のあるとおりです。

## 内部統制システム基本方針

当組合は、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会が JA グループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」を遵守し、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用をはかります。

### 1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(内部通報システム)を適切に運用し、法令違反等の未然防止をはかる。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連携し、適正な監査を行う。
- ⑦ 当組合および関連団体の業務を通じて知り得た取引先等に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

### 〈運用状況について〉

組合の基本理念を実践するため、役職員の行動規範、倫理基準等を定め、定期的な研修会等の開催を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めている。業務分掌等により、各理事の所管業務を明らかにし、各理事のもと内部統制の構築・運用を行うことを明確にしている。特にマネーローダリングについては、担当部署(企画審査室)で担当を明確にすると共に担当者が所要の研修を受け体制を整備した。また農林中央金庫の Web 研修を役員や幹部職員が受講し、必要性や対応に関する理解を深めた。

### 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

#### 〈運用状況について〉

文書規程、情報セキュリティに係る基本方針及び個人情報保護方針等について、適時・適切に管理し、必要に応じて変更を行うとともに、同規程等に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応をはかっている。

また、役職員に対し年間を通して個人情報保護に関する教育、研修を適宜実施している。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

#### 〈運用状況について〉

「事務リスク管理規程」や「ALM委員会設置要領」等各種規程や「事業継続計画（BCP）」等を整備し、適時・適切なタイミングでALM委員会やコンプライアンス委員会を開催することで、組合を取り巻くリスク（不正、投資、信用リスク等）の把握に努めるとともに理事会で定期的な協議・検討を行っている。

### 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

#### 〈運用状況について〉

「職制規程」等で、各部門、部署の業務分掌を明確に定めるとともに、業務内容や範囲に見合った要員配置を行っている。また、中期経営計画及び事業計画を策定し、定期的にその進捗状況を把握している。

「JA自己改革」の取り組みの進捗状況については、理事会及び組合員への報告を適宜行っている。

### 5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

#### 〈運用状況について〉

理事と監事は、業務の運用や課題等について、定期的に協議を行っている。また、内部監査部署は監事が効率的・効果的な監査が行えるよう情報を共有し、監事監査の実効性確保を支援している。

## 6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

### 〈運用状況について〉

各業務における業務フローやマニュアルを整備し、適切な運用ができていないか内部監査等を通じて検証している。また、内部けん制が脆弱な業務については課題の洗い出しを行い、改善に向けた取り組みをはかっている。

また、当組合の子会社「(有)アグリ蒲生」の運営に関しては、「子会社管理規程」に基づき、事業計画等の重要事項について、JAへの事前協議を徹底している。

## 7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成をはかる。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示を行う。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

### 〈運用状況について〉

決算や経理処理に関する規程・要領及び手続きを整備し、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めている。

また、決算担当部署の職員については、定期的に研修会に参加し、会計・財務等に関する専門性の維持・向上をはかっている。

## 8. 県中央会の業務監査、経営相談との連携

当組合の適切な内部統制の構築・運用をはかるため、県中央会の業務監査、経営相談と連携する。

### 〈運用状況について〉

県中央会との契約に基づく中央会監査の結果や経営相談事業と連携し、コンプライアンスやリスクマネジメント及び内部統制の有効性に対する評価、改善についてアドバイスを受け、当組合の運営に活かしている。

## 2. 組合の運営組織の状況に関する事項

### (1) 総代会の開催状況

第58回総代会 通常総代会（令和5年6月24日 9時30分 開催）

総代会日現在総代数		200名
出席総代数	実際に出席した総代	58名
	代理人	-
	書面	111名
	計	169名
重要な議事及び議決事項		
第1号議案 令和4年度（第58年度）事業報告及び剰余金処分案の承認について		
第2号議案 令和5年度 事業計画の設定について		
第3号議案 定款及び定款附属書総代選挙規程の一部変更について（特別決議）		
第4号議案 令和5年度（第59年度）経費の賦課及び徴収方法の決定について		
第5号議案 任期満了による役員を選出について		
第6号議案 令和5年度（第59年度）理事の報酬額の決定について		
第7号議案 令和5年度（第59年度）監事の報酬額の決定について		
附帯議案		

### (2) 組合員の状況

#### ア 組合員数

(単位:人)

資格区分		前期末	当期増加	当期減少	当期末	
正組合員	個人	740	11	19	732	
	うち女性	149	3	6	146	
	法人	農事組合法人	20	0	0	20
		その他の法人	4	1	0	5
	計	764	12	19	757	
准組合員	個人	1,802	47	36	1,813	
	うち女性	613	19	12	620	
	その他の団体	20	0	1	19	
	計	1,822	47	37	1,832	
合計		2,586	59	56	2,589	
備考：当期末正組合員戸数		550戸				
当期末准組合員戸数		1,396戸				

イ 出資口数

(単位:口)

資格区分		前期末	当期増加	当期減少	当期末	
正組合員	個人	239,884	8,119	6,580	241,423	
	法人	農事組合法人	3,979	1,978	0	5,957
		その他の法人	2,960	1	0	2,961
	計	246,823	10,098	6,580	250,341	
准組合員	個人	261,982	16,845	7,419	271,408	
	その他の団体	1,571	0	37	1,534	
	計	263,553	16,845	7,456	272,942	
処分未済持分		961	2,431	961	2,431	
合 計		511,337	29,374	14,997	525,714	
摘要: 1 出資1口金額				1,000 円		
2 当期末払込済出資総額				525,714,000 円		
3 1正組合員当たり出資金額				330,701 円		
4 1組合員の持口最高限度				2,000 口		

(3) 役員の状況

ア 役員数

(単位:人)

区 分		前期末	当期就任	当期退任	当期末	定款に定める 役員の定数
理事	常 勤	3	3	3	3	
	非常勤	10 ( 3)	10 ( 3)	10 ( 3)	10 ( 3)	
	計	13 ( 3)	13 ( 3)	13 ( 3)	13 ( 3)	11人以上16人以内
監事	常 勤	1	1	1	1	
	非常勤	2	2	2	2	
	計	3	3	3	3	3人以上4人以内
合 計		16 ( 3)	16 ( 3)	16 ( 3)	16 ( 3)	

(注)上記の( )内数値は、女性役員の数です。

## イ 当期末現在の役員

役職名	区 分				氏 名	就任年月日	任期満了年月日	摘 要
	常勤・非常勤の別		代表権の有無					
	常勤	非常勤	有	無				
代表理事 組合長	○		○		谷 口 信 樹	令和5年6月24日	令和8年総代会終了時	実務精通役員 管理委員会
理 事		○		○	野 村 秀 平	令和5年6月24日	令和8年総代会終了時	筆頭理事 管理委員会委員長 認定農業者
理 事		○		○	森 田 博	令和5年6月24日	令和8年総代会終了時	経済委員会委員長 管理委員会 認定農業者
理 事		○		○	西 村 喜 雄	令和5年6月24日	令和8年総代会終了時	金融委員会委員長 管理委員会 認定農業者
理 事		○		○	連 藤 美 佐 子	令和5年6月24日	令和8年総代会終了時	女性 くらしの運営委員会委員長 管理委員会
理 事		○		○	日 永 俊 之	令和5年6月24日	令和8年総代会終了時	経済委員会
理 事		○		○	中 本 嘉 津 由	令和5年6月24日	令和8年総代会終了時	経済委員会 認定農業者
理 事		○		○	高 木 幹 雄	令和5年6月24日	令和8年総代会終了時	金融委員会
理 事		○		○	西 村 洋 子	令和5年6月24日	令和8年総代会終了時	女性 金融委員会
理 事		○		○	曾 我 和 美	令和5年6月24日	令和8年総代会終了時	女性 くらしの運営委員会
理 事		○		○	山 中 利 次	令和5年6月24日	令和8年総代会終了時	経済委員会
常勤理事	○			○	塩 田 育 弘	令和5年6月24日	令和8年総代会終了時	管理委員会 経済委員会 くらしの運営委員会
常勤理事	○			○	徳 田 敏 宏	令和5年6月24日	令和8年総代会終了時	金融委員会 くらしの運営委員会
代表監事		○			安 田 清 明	令和5年6月24日	令和8年総代会終了時	代表監事
監 事		○			西 塚 正 文	令和5年6月24日	令和8年総代会終了時	
常勤監事	○				田 村 彰	令和5年6月24日	令和8年総代会終了時	実務精通役員・員外監事 (学経役員)

(注) 当組合は当組合の理事及び監事の全員を被保険者とする農協法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が組合の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用の損害等を填補するものです。

### (4) 会計監査人の状況

当組合の会計監査人はみのり監査法人であり、業務執行社員は公認会計士 今井 康好氏であります。

(5) 職員の状況

(単位：人)

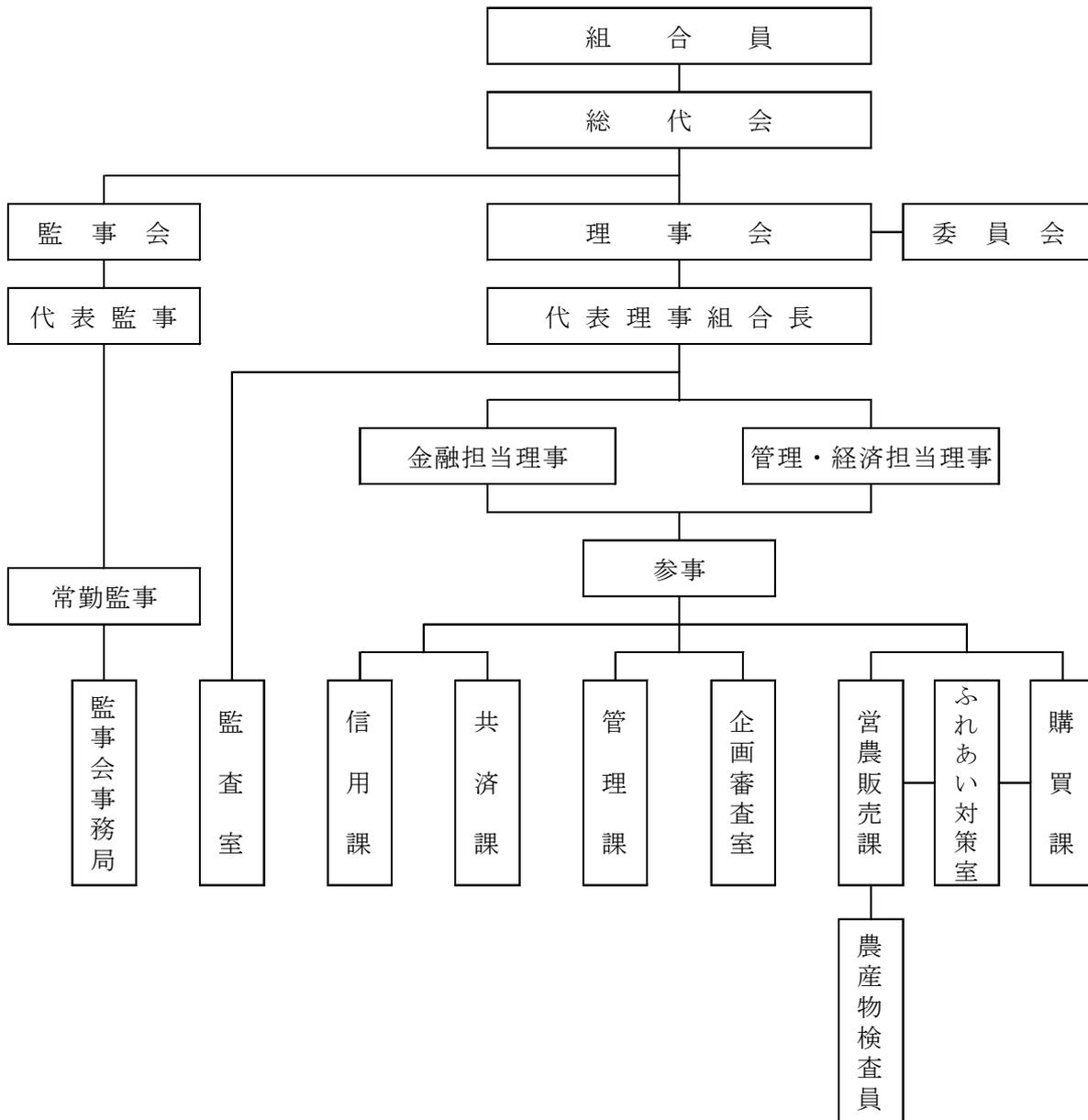
区分	前期末	当期増加	当期減少	当期末
参事	1	0	0	1
一般職員	40	1	2	39
営農指導員	4	0	0	4
生活指導員	1	0	0	1
合計	46	1	2	45

備考：臨時職員は含みません。

(6) 組織の構成

ア 組合の構成

令和6年3月31日現在



イ 組合員組織

(単位：人)

組 織 名	構 成 員 数
蒲生町活活楽楽篤農クラブ（担い手部会）	72
旬菜館さくら出荷協議会（産直部会）	130
蒲生あかねいちじく生産出荷組合	6
年金受給者友の会	1,900
JA 滋賀蒲生町共済優友会	429
カルチャースクール（参加人数）	53
集落営農法人連絡協議会	44
がもうあかねパートナーシップGAP部会	5

(7) 施設の設置状況

ア 組合の施設の状況

(単位：人)

名 称	所 在 地	職 員 数	摘 要
本 店	東近江市市子殿町240番地	40	
給 油 所	東近江市市子殿町240番地	1	
JA ホールがもう	東近江市市子殿町298番地	1	
カントリーエレベーター	東近江市上南町117番地	2	
育 苗 セ ン タ ー	東近江市上南町117番地	-	
低 温 倉 庫	東近江市上南町127番地	-	
味 噌 加 工 場	東近江市市子殿町303-1番地	-	
農 産 物 集 荷 場	東近江市市子殿町364-1番地および上南町120番地	-	
旬 菜 館 さ く ら	東近江市市子殿町364-1	-	
( 子 会 社 )			
(有) アグリ蒲生	東近江市上南町117番地	1	
合 計		45	

備考：臨時職員は含みません。

イ 委託施設の状況（代理業者数の推移）

項 目	前 期 末	当 期 増 加	当 期 減 少	当 期 末
共済代理店数	5件	1件	1件	5件

(8) 子会社の状況

会社名	代表者名	所在地	主要な 事業内容	設立年月日	資本金 総額	当組合の 議決権比率
(有) アグリ蒲生	谷口 信樹	東近江市上南町 117番地	農業経営 農作業請負	平成13年8月1日	(千円) 9,900	(%) 98.0

## Ⅱ. 貸借対照表

第59年度【令和6年3月31日現在】

滋賀蒲生町農業協同組合

(単位：千円)

(資産の部)		(負債の部)	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>1. 信用事業資産</b>	<b>40,133,682</b>	<b>1. 信用事業負債</b>	<b>39,566,569</b>
(1) 現金	78,673	(1) 貯金	39,503,630
(2) 預金	33,138,023	(2) 借入金	1,934
①系統預金	( 33,138,021)	(3) その他の信用事業負債	61,005
②系統外預金	( 2)	①未払費用	( 8,566)
(3) 有価証券	2,684,239	②その他の負債	( 52,440)
①国債	( 881,040)	<b>2. 共済事業負債</b>	<b>175,185</b>
②地方債	( 880,610)	(1) 共済資金	105,369
③政府保証債	( 292,700)	(2) 未経過共済付加収入	68,372
④特別法人債	( 271,139)	(3) 共済未払費用	164
⑤公社債	( 358,750)	(4) その他の共済事業負債	1,280
(4) 貸出金	4,200,192	<b>3. 経済事業負債</b>	<b>109,382</b>
(5) その他の信用事業資産	35,485	(1) 経済事業未払金	70,541
①未収収益	( 22,749)	(2) 経済受託債務	16,729
②その他の資産	( 12,736)	(3) その他の経済事業負債	22,113
(6) 貸倒引当金	△ 2,929	<b>4. 雑負債</b>	<b>52,293</b>
<b>2. 共済事業資産</b>	<b>706</b>	(1) 未払法人税等	13,000
(1) その他の共済事業資産	706	(2) その他の負債	39,293
<b>3. 経済事業資産</b>	<b>492,699</b>	<b>5. 諸引当金</b>	<b>158,314</b>
(1) 経済事業未収金	137,886	(1) 賞与引当金	15,798
(2) 経済受託債権	285,778	(2) 退職給付引当金	103,603
(3) 棚卸資産	63,143	(3) 役員退職慰労引当金	5,894
①購入品	( 56,125)	(4) 特例業務負担引当金	33,019
②その他の棚卸資産	( 7,019)	<b>負債の部合計</b>	<b>40,061,743</b>
(4) その他の経済事業資産	15,737	(純資産の部)	
(5) 貸倒引当金	△ 9,844	<b>科 目</b>	<b>金 額</b>
<b>4. 雑資産</b>	<b>40,636</b>	<b>1. 組合員資本</b>	<b>2,423,394</b>
(1) 雑資産	40,636	(1) 出資金	525,714
<b>5. 固定資産</b>	<b>608,421</b>	(2) 資本準備金	332
(1) 有形固定資産	608,421	(3) 利益剰余金	1,899,779
①建物	( 1,199,395)	①利益準備金	( 803,000)
②機械装置	( 623,513)	②その他利益剰余金	( 1,096,779)
③土地	( 206,454)	特別積立金	452,000
④その他の有形固定資産	( 335,421)	施設改修等積立金	191,273
⑤減価償却累計額	( △1,756,362)	有価証券価格変動積立金	99,000
<b>6. 外部出資</b>	<b>967,632</b>	固定資産減損積立金	59,755
(1) 外部出資	967,632	組織再編繰越積立金	80,000
①系統出資	( 936,562)	次期情報システム更改等積立金	13,000
②系統外出資	( 21,370)	当期末処分剰余金	201,752
③子会社出資	( 9,700)	(うち当期剰余金)	( 36,194)
<b>7. 繰延税金資産</b>	<b>15,848</b>	(4) 処分未済持分	△ 2,431
		<b>2. 評価・換算差額等</b>	<b>△ 225,513</b>
		(1) その他有価証券評価差額金	△ 225,513
<b>資産の部合計</b>	<b>42,259,624</b>	<b>純資産の部合計</b>	<b>2,197,882</b>
		<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>42,259,624</b>

## Ⅲ. 損益計算書

第59年度【令和5年4月1日から令和6年3月31日】

滋賀蒲生町農業協同組合

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>1. 事業総利益</b>	<b>518,320</b>	(9)保管事業収益	13,132
<b>事業収益</b>	<b>1,059,596</b>	(10)保管事業費用	4,599
<b>事業費用</b>	<b>541,276</b>	<b>保管事業総利益</b>	<b>8,533</b>
(1)信用事業収益	240,113	(11)加工事業収益	2,673
資金運用収益	212,897	(12)加工事業費用	1,809
(うち預金利息)	( 132,735)	(うち貸倒引当金戻入益)	( 0)
(うち有価証券利息)	( 20,089)	<b>加工事業総利益</b>	<b>864</b>
(うち貸出金利息)	( 37,873)	(13)利用事業収益	139,071
(うちその他受入利息)	( 22,199)	(14)利用事業費用	74,461
役務取引等収益	6,224	(うち貸倒引当金繰入額)	( 1)
その他事業直接収益	5,297	<b>利用事業総利益</b>	<b>64,609</b>
その他経常収益	15,695	(15)その他事業収益	4,850
(2)信用事業費用	42,002	(16)その他事業費用	4,408
資金調達費用	12,226	<b>その他事業総利益</b>	<b>442</b>
(うち貯金利息)	( 11,780)	(17)指導事業収入	4,090
(うち給付補填備金繰入)	( 56)	(18)指導事業支出	12,487
(うち借入金利息)	( 85)	<b>指導事業収支差額</b>	<b>△ 8,397</b>
(うちその他支払利息)	( 306)	<b>2. 事業管理費</b>	<b>484,096</b>
役務取引等費用	4,406	(1)人件費	341,189
その他事業直接費用	3,419	(2)業務費	56,487
その他経常費用	21,951	(3)諸税負担金	15,827
(うち貸倒引当金繰入額)	( 661)	(4)施設費	69,665
<b>信用事業総利益</b>	<b>198,111</b>	(5)その他事業管理費	927
(3)共済事業収益	139,520	<b>事業利益</b>	<b>34,224</b>
共済付加収入	132,356	<b>3. 事業外収益</b>	<b>27,217</b>
その他の収益	7,164	(1)受取出資配当金	12,651
(4)共済事業費用	9,675	(2)賃貸料	11,559
共済推進費	5,280	(3)雑収入	3,007
その他の費用	4,395	<b>4. 事業外費用</b>	<b>5,320</b>
<b>共済事業総利益</b>	<b>129,845</b>	(1)寄付金	3,050
(5)購買事業収益	469,429	(2)雑損失	2,270
購買品供給高	448,251	<b>経常利益</b>	<b>56,121</b>
購買手数料	4,087	<b>5. 特別利益</b>	<b>1,136</b>
その他の収益	17,091	(1)一般補助金	1,136
(6)購買事業費用	382,616	<b>6. 特別損失</b>	<b>1,424</b>
購買品供給原価	363,710	(1)固定資産処分損	43
購買品供給費	1,057	(2)固定資産圧縮損	1,136
その他の費用	17,850	(3)減損損失	245
(うち貸倒引当金戻入益)	( △1,696)	<b>税引前当期利益</b>	<b>55,833</b>
<b>購買事業総利益</b>	<b>86,813</b>	法人税・住民税及び事業税	15,562
(7)販売事業収益	52,994	法人税等調整額	4,077
販売品販売高	6,994	法人税等合計	19,639
販売手数料	37,092	<b>当期剰余金</b>	<b>36,194</b>
その他の収益	8,907	当期首繰越剰余金	113,585
(8)販売事業費用	15,494	施設改修等積立金	44,727
販売品販売受入高	6,171	固定資産減損積立金	245
その他の費用	9,324	次期情報システム更改等積立金	7,000
(うち貸倒引当金戻入益)	( 0)		
<b>販売事業総利益</b>	<b>37,500</b>	<b>当期未処分剰余金</b>	<b>201,752</b>

## IV. 第 59 年度剰余金処分案

(単位:円)

科 目	金 額
1 当期末処分剰余金	201,751,608
2 任意積立金取崩額	13,000,000
次期情報システム更改等積立金	(13,000,000)
計	214,751,608
3 剰余金処分額	108,868,971
(1)利益準備金	10,000,000
(2)任意積立金	79,972,197
(うち施設改修積立金)	(59,727,273)
(うち固定資産減損積立金)	(244,924)
(うち情報システム・DX対策積立金)	(20,000,000)
(3)出資配当金	5,159,430
(4)事業分量配当金	13,737,344
4 次期繰越剰余金	105,882,637

注記

1. 次期繰越剰余金には、教育・生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額 5,000,000円が含まれている。
2. 出資配当金は、年 1.0%の割合である。
3. 事業の利用分量に対する配当の基準は次のとおりである。

生産購買(肥料・農薬)供給高千円当り	( 50円)	10,262,020 円
生産購買(上記以外)供給高千円当り	( 10円)	562,376 円
販売米1袋当り	( 45円)	2,912,948 円

(単位:千円)

目的積立金	積立目的	積立基準(積立目標額) 取崩基準	当期末残高	積立後残高
施設改修等 積立金	当組合の所有する施設の将来において発生する修繕・更新・施設稼働の事故処理等の原資に充てるため。	<b>【積立基準】</b> 当該償却施設の取得額の2分の1に達するまでを積立目標とし、毎事業年度の積立額は理事会で決議し、剰余金処分案により総会決議を経て積み立てることとする。 <b>【取崩基準】</b> 次のような支出があった年度の決算期において、当該支出額を取り崩すこととする。 *30,000千円を超える施設もしくは10,000千円を超える土地を取得したとき。 *5,000千円を超える修理費(事故処理費用含)・改良費を支出したとき。	191,273	251,000
固定資産減損 積立金	減損会計の適用により減損損失を要する額(帳簿価格を回収可能額まで減損した場合に生じた費用相当額)を計画的に積み立てるため。	<b>【積立目標額】</b> 60,000千円とする。 <b>【取崩基準】</b> 減損会計を適用し、減損処理に要した額を取り崩すこととする。	59,755	60,000
情報システム・ DX対策積立金	将来の県域基幹システムの更改、業務の効率化に向けた業務システムの導入・更改および必要な機器導入等にかかる支出に充てることを目的として積み立てるため。なお、これらの支出には、組合員とJA間の「情報システム連携」など、当組合およびJAグループ滋賀が一体となって取り組む「DX対策」にかかるコストを含むものとします。	<b>【積立目標額】</b> 20,000千円とする。 <b>【取崩基準】</b> 積立の目的に合致する資産の取得および必要な経費の支出があった年度にその要した金額を取り崩すこととする。	0	20,000

**独立監査人の監査報告書**

令和6年5月29日

滋賀蒲生町農業協同組合  
理事会 御中

みのり監査法人  
東京都港区  
指定社員 公認会計士 今井康好  
業務執行社員

＜計算書類等監査＞

監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、滋賀蒲生町農業協同組合の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第59年度の剰余金処分案を除く計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書、部門別損益計算書、事業別の明細並びに子会社の財務諸表である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等の監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に

その他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続組合の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続組合に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続組合を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような

事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続組合として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### <剰余金処分案に対する意見>

##### 剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、滋賀蒲生町農業協同組合の令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの第 59 年度の剰余金処分案（剰余金処分案に対する注記を含む。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令又は定款に適合しているものと認める。

##### 剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令又は定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

##### 剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令又は定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

##### 利害関係

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第59年度の理事の職務の執行を監査しました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監事は、当組合の監事監査規程に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び参事その他の職員等からその職務の執行状況について報告を聴取し、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社等については、子会社等の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備・運用に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、理事及び参事その他の職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（農協法施行規則第151条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表、剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び理事の職務の遂行についても指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「みのり監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和6年5月30日

滋賀蒲生町農業協同組合

代表監事 安 田 清 明

監 事 西 塚 正 文

常勤監事 田 村 彰

※ 監事田村彰は農協法第30条第14項に定める員外監事です。

## Ⅴ. 部門別損益計算書

第59年度 【令和5年4月1日～令和6年3月31日】

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	1,059,596	240,113	139,520	404,893	272,554	2,517	
事業費用②	541,276	42,002	9,675	269,552	212,856	7,192	
事業総利益③ (① - ②)	518,320	198,111	129,845	135,341	59,697	△ 4,675	
事業管理費④	484,096	118,749	79,924	187,732	65,256	32,434	
(うち減価償却費⑤)	41,341	1,939	773	33,259	5,201	169	
(うち人件費⑤)	341,189	78,542	70,831	117,403	45,685	28,728	
※うち共通管理費⑥		45,443	20,416	67,233	20,306	4,500	△ 157,897
(うち減価償却費⑦)		1,492	666	2,212	661	147	△ 5,178
(うち人件費⑦)		26,534	11,984	39,265	11,900	2,640	△ 92,323
事業利益⑧ (③ - ④)	34,224	79,363	49,921	△ 52,392	△ 5,559	△ 37,109	
事業外収益⑨	27,217	7,423	4,455	10,573	3,725	1,041	
※うち共通分⑩		7,423	4,455	10,573	3,725	1,041	△ 27,217
事業外費用⑪	5,320	1,451	871	2,067	728	203	
※うち共通分⑫		1,451	871	2,067	728	203	△ 5,320
経常利益⑬ (⑧ + ⑨ - ⑪)	56,121	85,335	53,505	△ 43,885	△ 2,562	△ 36,272	
特別利益⑭	1,136			1,136			
※うち共通分⑮							
特別損失⑯	1,424	78	47	1,248	39	11	
※うち共通分⑰		78	47	112	39	11	△ 288
税引前当期利益⑱ (⑬ + ⑭ - ⑯)	55,833	85,256	53,458	△ 43,997	△ 2,601	△ 36,283	
営農指導事業分配賦額⑲		10,656	9,045	12,256	4,325	△ 36,283	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱ - ⑲)	55,833	74,600	44,413	△ 56,253	△ 6,926		

・※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない額

配賦割合(注)の配賦基準で算出した配賦の割合

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	27.27	16.37	38.85	13.69	3.82	100.00
営農指導事業	29.37	24.93	33.78	11.92		100.00

(注) 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等 配賦基準(人員割+事業総利益割+人件費を除いた事業管理費割)

(2) 営農指導事業 配賦基準(人員割+事業総利益割)の平均値

# 事業計画

## 事業計画の構成

- ・ 基本方針
- ・ 事業方針及び事業実施計画
  - I. 営農指導・販売事業(共通)
  - II. 信用事業
  - III. 共済事業
  - IV. 購買事業
  - V. 暮らしの活動
  - VI. 保管事業・受託販売品取扱高・買取販売品取扱高
  - VII. 利用事業
  - VIII. 加工事業及びその他事業
- ・ 経営管理計画
  - I. 経営管理方針
  - II. 組合員及び役職員教育の基本方針
  - III. 総合財務計画
  - IV. 総合損益計画
  - V. 部門別損益計画

※単位未満を四捨五入で表示しているため、合計額が一致しない場合があります。

白紙

## 基本方針

農業・農政をめぐる情勢は、世界の人口増加等による食料需要の増大・異常気象による生産減少、ロシア・ウクライナ情勢による穀物貿易の混乱等によって、食料の安定供給にかかるリスクが今まさに現実のものになっています。

こうした状況をふまえ、政府・与党は「食料・農業・農村基本法」の見直しを含めた食料安全保障の確立に向けた政策の検討を進めてきたが、第213回通常国会においてJAグループの考えが反映された「食料・農業・農村基本法」が改正されました。同法はあくまでも理念法であることから、「再生産可能な農畜産物の価格形成」「輸入依存穀物の国内生産の抜本的拡大」「多様な農業経営体に対する政策支援」等の具体的な農業施策が実現するよう、滋賀県農政連盟等とともに農政活動にも強化を図ります。

米をめぐる情勢については、農水省が公表した令和5年産水稻の作況指数〔令和5年12月12日（確定）〕によると、全国の作況指数は「101」の「平年並み」で、滋賀県の作況指数は97との発表でしたが、令和5年産の当組合でのカントリーや低温倉庫での集荷状況を見ると、滋賀県の作況指数を下回るように感じられるため、当組合・全農等により、気候変動に対して柔軟に対応できるよう、指導や提案を行い令和6年産の収量の増加・集荷の向上に努めます。

農業生産資材の価格については、円安や原油高に伴う運賃の高騰等による影響をうけ高止まりをしている状況です。異常気象(高温)による収量の低下等、様々な要因により、農業に対して逆風が続いていますが、総合事業の利点を生かし、様々な提案を行い、蒲生地区の農業が永続的に安心して行えるよう、組合員・地域の皆様と対話を重視し身近に感じてもらえる総合農協であり続けます。

令和6年度は、第8次中期経営計画（令和4～6年度）の最終年度となります。令和6年度の事業計画については、自己改革工程表やこれまでの取り組みを振り返り、基本目標・重点取組事項の達成に向けて具体策に取り組みます。また、今後予測される経営リスクには迅速に対応し、事業運営を行います。

## 【基本目標】

- ① 持続可能な「食料・農業基盤の確立」
- ② 持続可能な「地域・暮らし・組合員組織基盤の確立」
- ③ 不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化
- ④ 協同組合としての人づくり
- ⑤ 『食』『農』『地域』『JA』にかかる国民理解の醸成
- ⑥ デジタル化への対応

## 【重点取組事項】

### (1) 持続可能な農業の実現(地域農業戦略)

- 多様な農業者経営体のニーズに応える個別対応力の強化
- 実需者ニーズに基づき多様な契約方式による販売力強化
- 生産から販売までのコスト低減の取り組み
- 地域が抱える農業課題への相談力強化
- 営農・経済事業への事業強化への取り組み

### (2) 豊かで暮らしやすい地域社会の実現(地域暮らし戦略)

- 地域実態・ニーズを踏まえた JA 事業と JA 暮らしの活動の展開
- 食と農、地域と JA を結ぶ取り組み実践
- 地域の活性化や地域と JA の結びつきを一層強化する取り組みの実践
- 健康増進活動の強化「こころ」「からだ」「つながり」

### (3) 協同組合としての役割発揮(経営基盤戦略)

- 不断の自己改革を支える組織基盤強化・組織活動支援の実践
- JA 経営健全性向上の実践
- なくてはならない・必要とされる JA にむけ信頼と共感づくり
- 施設の修繕等を行い、稼働率・利便性の向上

## I. 営農指導・販売事業（共通）

### 事業方針

米の需要量は年間10万トンペースで減少し、今後も更に米の消費の減少が懸念され、米の需要動向を見ながら需要に応じた生産に取り組むことが重要となっています。

こういった状況の中、産地として信頼される供給体制の構築のため、契約に基づく安定供給（複数年契約、播種前契約）に取り組めます。また、農地の生産力を最大限引き出す（水田フル活用）とともに、農業者の所得向上（安定）に向け、JAと行政等関係機関が一体となった取り組みを進めます。

さらに、農業者の高齢化による担い手不足が進む中、「多様な農業者との関係づくり強化」と「スマート農業の活用」に取り組む、地域農業の振興と農業経営の持続的発展に繋がる活動を展開します。また、地域農業・農村の価値観を共有する「農業振興の仲間づくり」を進め、魅力ある農業の実現に向けて取り組めます。

### 【重点取組事項】

#### （1）水稲

- 複数年契約米の継続した取り組み
- 複数年契約栽培を中心に施設（CE）への利用推進
- 反収向上に向けた取り組み

#### （2）水田フル活用

- 生産調整を米で実施する場合は輸出米を中心にした作付け推進
- 良品質小麦の生産、特産大豆（小豆）・検査大豆の産地としての継承と実需者との結びつき強化
- 野菜・花卉・果樹の生産振興と直売所の充実
- 休耕田（集落内）等を活用した取り組み

#### （3）多様な農業者との関係づくり強化

- 担当職員（営農指導員等）による多様な農業者への訪問活動を展開
- 青壮年農業者や集落営農法人等との関係づくり強化
- 次世代の担い手確保と新規就農者の農業経営に向けた支援

#### （4）その他

- 地域が抱える課題（農業）への相談・対応機能強化
- 行政等関係機関が一体となった農業政策の取り組み支援

### 【営農指導方針】

蒲生地区が一体となり持続可能な農業の実現に向け、地域農業をリードする「担い手農業者」、地域農業や農村を支える「多様な農業者」が一体となり地域農業が成り立つ姿を目指します。また、水稲では、記録的な高温等による異常気象が発生するなか、気象変動に対応した力強い米づくりを目指します。

### (1) 水稲

- 「高温」「日照不足」及び「降水量」等の異常気象が発生するなか気象変動に適応するため、再度、基本技術の徹底（実証圃の設置、広報活動等）とスマート農業の活用により、安定した収量の確保と1等比率80%を目指し農家組合員の所得向上（安定）に取り組みます。

≪反収向上に向けた取り組み 目標 9俵/10a以上、1等比率80%以上≫

### (2) 多様な農業者（担い手農業者+多様な農業者）

- 担当職員（営農指導員等）による多様な農業者への訪問により、農業者のニーズや地域農業の情報の共有化を図り、農業者の支援に取り組みます。
- 計画的な作付提案により水田フル活用を充実し、地域農業の振興・農業所得向上（安定）に取り組みます。
- 青壮年農業者と法人連絡協議会等担い手連携の取り組みを進めます。

### (3) 地域農業

- 農業者の高齢化・後継者不足が進むなかで、蒲生地区が抱える課題（農業）に対し相談機能を充実することで地域農業の継続・地域活性化に取り組みます。
- 新規担い手の育成、青壮年農業者や法人組織の発展や持続可能な農業・農村づくりと必要に応じた農業政策の支援に行政等関係機関と一体となって取り組みます。
- 「旬菜館さくら」を拠点にした准組合員を含む地域住民との関係強化に取り組みます。

品 種	前年度実績	本年度目標	備 考
み ず か が み	36 h a	40 h a	東近江市学校給食へ
レ ー ク 6 5	194 h a	200 h a	契約栽培（スシロー）・JGAP認証米
コ シ ヒ カ リ	41 h a	50 h a	
キ ヌ ヒ カ リ	114 h a	120 h a	環境こだわり栽培は生協を中心に50 h a
日 本 晴	68 h a	80 h a	契約栽培（平和堂デリカ他）
特 裁 日 本 晴	74 h a	90 h a	契約栽培（柿の葉すしたなか）
滋 賀 羽 二 重 糯	27 h a	30 h a	契約栽培（複数年）
そ の 他	11 h a	10 h a	
合 計	565 h a	620 h a	※JAの出荷契約面積を基に算出

輸出用米（基幹作）	102 h a	103 h a	麦あとは除く
-----------	---------	---------	--------

### (4) 小麦・大豆 等

- 播種前契約による、良品質小麦・大豆の生産振興と反収向上に向けた取り組みを進めます。
- 実需者（豆乳メーカー）・消費者との大豆刈り取り体験を実施します。
- 麦あとでの高度利用として、畑作物に向かない圃場での輸出米等の作付推進を進めます。
- 農談会を通じて生育状況の把握や次年度への取り組み提案等を行います。

品 種	前年度実績	本年度目標	前年対比
特産大豆（錦大豆）	6 h a	10 h a	167%
特産大豆（丹波黒大豆）	76 h a	80 h a	105%
特産大豆（フジクロ大豆）	53 h a	50 h a	94%
特産小豆（丹波大納言）	13 h a	8 h a	62%
普通大豆（契約栽培）	71 h a	75 h a	106%
合 計	219 h a	223 h a	102%

#### (5) 野菜・果樹・花卉等

- レタス（結球）・キャベツ等の産地として生産振興を行い、農業所得の向上（安定）に取り組みます。

《キャベツ目標：4 t/10 a 以上》

- 食への信頼づくりを構築するため、安全・安心な地場農産物を直売所や学校給食・量販店等へ供給し「地産地消」の取り組みを進めます。
- 施設園芸作物、果物（いちじく・いちご等）・花卉（小菊等）の収量確保に向けた技術指導に取り組みます。

#### (6) 環境保全・農地保全

- 農業濁水の流出防止啓発運動、農業用廃プラスチック・廃農薬の回収に取り組み、環境に配慮した農業の実践を指導します。

#### (7) 食農教育

- 「食」を生み出す「農」について、体験し学ぶ事で農業への関心と理解に繋がります。
- 契約先（米・大豆）の実需者と連携し、消費者との農業体験に取り組み農業への理解を深める取り組みを実施します。

《食農教育に関する小学校等への連携強化》

《実需者・消費者との連携強化》

#### (8) 「地域農業の将来を見据えた」農政活動

農業・税制・農地対策等、農業者に大きな影響が考えられる農政課題に対して政策提案を行い、生産現場の実態を踏まえた農業施策の実現を目指します。

科 目		前年度金額 (A)	本年度計画金額 (B)	前年対比 (B)/(A)
収 入	賦 課 金	231	230	99.7%
	実費収入(営農・生活)	1,555	1,800	115.8%
	雑 収 入	2,304	2,300	99.8%
	計	4,090	4,330	105.9%
支 出	営農指導改善費	3,063	3,200	104.5%
	生活文化改善指導費	1,901	1,500	78.9%
	組 織 指 導 費	904	900	99.6%
	農 政 活 動 費	300	300	100.0%
	教 育 情 報 費	3,295	3,100	94.1%
	営農生活指導雑費	3,025	2,600	85.9%
	計	12,487	11,600	92.9%
収 支 差 額		△ 8,397	△ 7,270	86.6%

## II. 信用事業

### 事業方針

「農業を支え地域とともに歩む協同組合」として、総合的な金融サービスを通じ農家組合員の所得向上（安定）と地域活性化に貢献します。また、豊かで便利なくらしをお届けするようメインバンク機能の強化をはかり、組合員、利用者の満足度につなげ地域で一番必要とされる金融機関を目指します。

### 【重点取組事項】

#### (1) 農業者の経営の安定・成長に向けた経営課題の解決

- 農業者、農業法人への継続的な訪問活動を通じ関係を強化すると共に、課題解決に向けた提案力の向上に取り組みます。
- 経営形態や経営規模に応じ適切な資金提供を行い、成長戦略の支援や生産者、販売者と消費者を結ぶ金融仲介機能を発揮します。
- アグリマイティー資金や農業近代化資金の積極的な提案を行い、利子補給等を通じ借入負担軽減を図ります。
- 旬菜館さくらを通じ地域住民との交流を深めます。

≪農業融資実行金額 目標 100 百万円≫

#### (2) 組合員・利用者の豊かなくらしの実現に向けたライフプランサポートの実践

- 住宅・マイカー・教育等の適切なローン情報提供を通じて、若年層・次世代層との取引の強化に取り組みます。

≪住宅ローン実行金額 目標 360 百万円≫

≪マイカーローン実行金額 目標 77 百万円≫

≪教育ローン実行金額 3 百万円≫

- ライフプランコンサルティングに必要な人材を育成し、資産形成・運用ニーズへの対応を強化すると共に、個人預かり資産拡大に取り組みます。
- 高齢利用者及び次世代層との関係構築による相談対応に取り組みます。

- 地域メインバンクとなるため、給与・年金口座の指定拡大、ネットバンク・JAカードの普及拡大に取り組みます。  
 (メイン化ランクアップ運動を展開※対象9取引「年金・給振・JAカード・JAネットバンク・共済・キャッシュカード・カードローン・証貸(住宅)・証貸(生活)」のうち4取引以上を目指す取り組み)
  - 《年金口座新規利用者 目標 120 件》
  - 《給与振込口座新規利用者 目標 50 件》
  - 《メイン化Aランク利用者 目標 50 人増加》
  - 《JAカード新規利用者 目標 60 件》
- JA スマホ教室を開催し「スマホのある便利で・楽しく・快適な生活」づくりに取り組みます。 《年間 4 回開催》
- 環境配慮型金融商品の充実導入の検討(サステイナブル関連金融商品)

### (3) 徹底的な業務効率化への取り組み

- JA バンクアプリ・JA ネットバンク・JA ネットバンクアプリ(令和6年7月リリース)の利用促進
  - 《JA バンクアプリ新規利用者 目標 240 件》
  - 《JA ネットバンク新規利用者 目標 30 件》
  - 《JA ネットバンクアプリ新規利用者 目標 120 件》
- 集金業務の原則口座振替化
- キャッシュレス化の推進  
 (税金等窓口現金業務における口座振替を中心としたキャッシュレス化推進)
- 事務効率化サポートを活用した店舗事務効率化の策定・実践
- 貸出システムを用いた効果的な事務運用と合理化に向けた取り組み
- 営業店システム機器導入による窓口事務の効率化

### (4) 事業の健全性確保と社会的責任の遂行

- 事務堅確性の向上  
 統一事務手続きに基づき迅速かつ正確な事務処理を実践するとともに、不備は自らが発見し改善が出来る態勢により事務堅確性の向上に取り組みます。
- 内部管理態勢の強化  
 早期警戒制度を踏まえた内部管理態勢の構築
- 不祥事未然防止  
 厳格な自主点検実施と事務堅確性向上の取り組みにより、不祥事未然防止の充実と強化に取り組みます。
- リスク管理態勢の強化  
 金融政策や世界の政治、経済動向を注視し、市場リスクに留意し、将来をふまえたポートフォリオ(債権種類や残存期間のバランス)構築とALM(資産と負債の総合管理)を実践します。
- 法令順守  
 各種法令(マネー・ローンダリング・円滑化・金商法対応等)に向けた適切な対応を強化します。
- 利用者保護  
 相談・苦情等への適切な対応及び金融機能不正利用(マネー・ローンダリング等)防止に向けた態勢を強化します。

### (5) 持続可能な経営基盤の確立・強化

- 営業力強化により貯金流出の防止と顧客基盤の拡大に取り組みます。

- コスト削減の具体策を整備する。→効率化によるコスト削減
- 持続可能な経営基盤の確立に向けて、ビジネスモデルを検討するとともに、組織運営態勢や人材育成に取り組みます。
- 「JA バンク経営戦略シート」の活用に基づく持続可能な収益性の確保に向けたPDCA サイクルの構築に取り組みます。

#### 令和6年度事業計画

(単位：千円)

科 目		前年度末残高 (A)	本年度計画期末残高 (B)	前年対比 (B)/(A)
貯金	当座性貯金	12,073,604	12,100,000	100.2%
	定期性貯金	27,430,026	28,400,000	103.5%
合 計		39,503,630	40,500,000	102.5%
貸出	貸出金	4,200,192	4,534,000	107.9%
	証書貸出金	4,168,303	4,500,000	108.0%
	その他貸出金	31,889	34,000	106.6%
預 金		33,138,023	33,500,000	101.1%
有価証券	国債	2,684,239	3,300,000	122.9%
	その他	881,040	1,200,000	136.2%
	その他	1,803,199	2,100,000	116.5%
合 計		40,022,454	41,334,000	103.3%

### Ⅲ. 共済事業

#### 事業方針

組合員・利用者「寄り添い」、包括的な安心を「届け」、地域農業・地域社会とより広く・深く・長く「繋がっていく」ことにより、組合員・利用者への「安心」と「満足」を提供します。

併せて、新たな生活様式への対応を加速させ、組合員・利用者一人ひとりのニーズに応じた事業活動を実践し、事業環境の変化に適切に対応した事業展開と地域農業・地域社会への貢献に取り組みます。

#### 【重点取組事項】

##### (1) 組合員・利用者の満足度向上に向けた信頼関係の構築

「対面」と「非対面」が融合した全契約者・組合員への接点活動の実践を行うことにより日頃の感謝の気持ちをお伝えし、「近況確認」「加入内容の確認」「共済金請求忘れの有無」の確認を実施します。また、WEBマイページ・JA共済アプリを通じて訪問・電話での確認と合わせてオンライン・WEB3Qを活用した契約者フォロー活動を進め「安心と満足の提供」を行います。  
 ≪令和6年度 目標 1,500人≫

##### (2) 新たなJAファンづくりに向けた活動の展開

若年層との接点創出や関係構築をはかり新たなJAファンづくりに向けた活動を実施し、ニューパートナーの獲得と契約者数増加に取り組みます。

≪令和6年度目標 100人≫

##### (3) コンプライアンス態勢の徹底

法令等に基づく「適切な共済推進」を周知徹底し、組合員・利用者の立場に立った推

進を行い、満足度の向上を図ります。また、適切且つ迅速な業務を実践し、選ばれ続けるJA共済を目指します。

#### 令和6年度事業計画

##### 長期共済保有高

(単位：千円)

種 類	新規契約高			保有契約高		
	前年度末実績 (A)	本年度計画 (B)	前年度対比 (B)/(A)	前年度末実績 (A)	本年度計画 (B)	前年度対比 (B)/(A)
生命総合共済	690,592	660,000	95.6%	29,635,208	28,200,000	95.2%
建物更生共済	2,927,440	3,000,000	102.5%	33,861,348	33,700,000	99.5%
合 計	3,618,032	3,660,000	101.2%	63,496,557	61,900,000	97.5%

##### 医療系・介護・生活障害・特定重度疾病共済及び年金共済

種 類	新規件数			保有件数		
	前年度末実績 (A)	本年度計画 (B)	前年度対比 (B)/(A)	前年度末実績 (A)	本年度計画 (B)	前年度対比 (B)/(A)
医療共済	131件	135件	103.1%	2,174件	2,250件	103.5%
がん共済	19件	30件	157.9%	544件	570件	104.8%
介護共済	43件	40件	93.0%	317件	340件	107.3%
生活障害共済	12件	20件	166.7%	114件	130件	114.0%
特定重度疾病共済	13件	20件	153.8%	149件	165件	110.7%
認知症共済	3件	5件	166.7%	14件	19件	135.7%
年金共済(年金年額)	39,341千円	40,000千円	101.7%	786,193千円	820,000千円	104.3%

※医療系・介護・生活障害・特定重度疾病共済・認知症共済については件数、年金共済の金額は年金年額

##### 短期共済新契約高(掛金)

(単位：千円)

種 類	前年度末実績 (A)	本年度計画 (B)	前年度対比 (B)/(A)
火災共済	3,818	3,400	89.1%
自動車共済	151,252	148,000	97.8%
傷害共済	7,272	7,400	101.8%
賠償責任共済	755	850	112.6%
自賠責共済	16,895	17,000	100.6%
合 計	179,995	176,650	98.1%

## IV. 購買事業

### 事業方針

持続可能な農業と地域の活性化に貢献するため、農業とくらしの基盤の安定と充実に取り組みます。生産購買では、営農指導事業と連携しトータル生産コスト低減の提案と資材の安定供給に取り組みます。また、生活購買では、地域の生活拠点としてくらしを支える活動を展開します。

**【重点取組事項】**

**(1) 生産購買**

- 営農指導事業と連携の中、生産性の向上提案と、予約購入によるスケールメリットを活かした生産コスト削減と安定供給に取り組みます。
- 土壌診断に基づいた省力・低コスト資材の安定供給に取り組みます。

**(2) 生活購買**

- 地域の生活インフラ機能の中心として、安心してご利用いただけるガソリンスタンド（JA-SS）の店舗づくりに取り組みます。農業用燃料や生活灯油等を特別価格で供給し、農業生産コスト低減や生活を支える事業を展開します。
- エコープ商品の普及拡大と地域コミュニティーを向上させるため、会話を通じた試食実演販売に取り組みます。
- 豊かでくらしやすい地域社会の実現に向け、生活・文化商品、健康と福祉商品（電動シニアカー）の提案と提供に取り組みます。

令和 6 年度事業計画

(単位：千円)

科 目		前年度取扱高 (A)	本年度計画取扱高 (B)	前年対比 (B)/(A)
生産 資材	肥 料	147,416	144,000	97.7%
	農 薬	49,006	68,000	138.8%
	資 材	35,353	55,000	155.6%
	計	231,775	267,000	115.2%
生活 物資	食 品	28,117	25,000	88.9%
	燃 料	177,014	174,000	98.3%
	耐 久 消 費 財	398	1,500	377.1%
	葬 祭 用 具	29,270	30,000	102.5%
	雑 貨	34,112	40,000	117.3%
	計	268,911	270,500	100.6%
合 計		500,686	537,500	107.4%

\* 損益計画の購買品供給高は収益認識会計基準を適用しているため、上記の取扱高と一致しません。

## V. くらしの活動

### 事業方針

「こころ」「からだ」「つながり」を軸として、生きがいをもって日々くらししていける場の提供と組合員・地域住民の健康づくりや疾病予防に貢献することで、明るく元気な地域づくりに貢献します。

**【重点取組事項】**

**(1) 生活・カルチャースクール**

- カルチャースクールの実施

組合員・地域住民を対象とした、様々な催しを開催し、日常生活に生きがいと楽しみを提供することで、組合員・地域の皆様と JA を結びつけ仲間づくりを進め充実したくらしを提供いたします。

パッチワーク・生花・ヨガ・園芸スクールの 4 講座を実施

《カルチャースクール講座 4 講座 70 名》

《若年層も参加できる教室の開催 年間 2 回》

- 組合員健診の実施  
組合員の方々を対象に生活習慣の予防及び疾病の早期発見を目的として健診を実施すると共に日々の健康管理を行う目的で事後指導を行い元気で明るい日常生活を送って頂き、元気な体を守る健診事業を行います。  
旬菜館さくらでのフェア等を通じて、組合員健診をアピールするチラシを配布し健康診断受診者の増加を目指します。 ≪組合員健診 3日間延べ100名≫
- 高齢者の集まる場の充実  
高齢者の健康増進・生きがいつくりや参加者どうしのコミュニケーションづくりに繋がります。 ≪イベントの開催 年間3回≫

## (2) 広 報

- JAの総合機関紙で日刊農業専門紙である「日本農業新聞」を蒲生地区の農業の担い手である農事組合法人・青壮年・認定農業者に向けて購読推進を図ります。更に農業・暮らし・伝統文化等様々な情報の提供を行う「家の光」の普及拡大も行います。また、組合員に向けて親しみやすい紙面で、JAの各事業・営農情報・地域情報を広報誌「きらめき」で周知するとともに、多くの方にJAに関心を持って頂く為の手段として、ホームページの充実を図ります。また、LINEの新規登録者数の増加に各課・室と連携を図り取り組みます。  
≪家の光3誌購読120冊・LINE新規登録者数100件≫

## (3) 企 画

- 食・農・地域の実態と地産地消・国消国産の意義、これらを支えるJAの役割について、情報発信を行い食・農・地域の重要性に係る国民理解の醸成とJAに対する信頼・共感づくりに取り組みます。  
≪広報誌きらめきに情報の掲載≫

# VI. 保管事業・受託販売品取扱高・買取販売品取扱高

## 事業方針

農家組合員の生産された米穀類（米・大豆等）の適正な保管管理に取り組みます。また、低温倉庫での品質管理に取り組み「安全・安心」なお米を実需者へ供給することで、産地の信頼性の確保を図ります。

### 1 保管事業収支計画

(単位：千円)

種 類	前年度実績 (A)	本年度計画 (B)	前年対比 (B)/(A)
収 益	13,132	14,250	108.5%
費 用	4,599	4,200	91.3%
差 引 計	8,533	10,050	117.8%

## 2 受託販売品取扱計画

(単位：千円)

種 類	前年度取扱高 (A)	本年度計画取扱高 (B)	前年対比 (B)/(A)
米	545,439	498,000	91.3%
小 麦	49,014	52,000	106.1%
大 豆 ・ 小 豆	139,209	145,000	104.2%
野菜(果実, 花卉を含む)	54,762	58,000	105.9%
直 売 所	18,646	19,000	101.9%
畜 産 物	-	1,500	-
合 計	788,424	754,500	95.7%

## 3 買取販売品取扱計画

(単位：千円)

種 類	前年度取扱高 (A)	本年度計画取扱高 (B)	前年対比 (B)/(A)
直 売 所	6,994	7,000	100.1%
合 計	6,994	7,000	100.1%

# VII. 利用事業

## 事業方針

### (1) 施設

#### ① 大規模乾燥貯蔵施設 (CE)

- 地域農業から求められる「役割」を再認識し、地域農業の持続的発展に繋がる大規模乾燥貯蔵施設 (CE) を目指します。
- 実需者に求められる高品質な「お米」や「小麦」を安定して供給することで蒲生地区のブランド化を目指します。

《荷受重量 2,350 トン (米)》

《荷受重量 1,000 トン (小麦)》

#### ② 育苗センター

- JA 米の品質向上に資するため、種子更新の徹底と健全な苗を提供します。
- 種子の温湯消毒を推進することで環境にやさしい農業の実践に取り組みます。

《75,000 枚》

#### ③ 農作業受委託業務

- 小規模農業者の過剰投資の回避と、特産 (大豆・野菜等) の産地化に取り組むため受託業務の充実を図ります。

### (2) 旅行センター

- 組合員や地域の皆様の親睦やつながりを深めるための機会を提供する手助けを目的に、旅行企画の案内・相談に取り組み、余暇の充実、地域との交流促進ができる事業展開に取り組みます。

利用事業収支計画

(単位：千円)

種 類		前年度実績 (A)	本年度計画 (B)	前年対比 (B)/(A)
収 益	カントリー施設	51,316	55,800	108.7%
	育苗センター収益	49,442	50,000	101.1%
	その他利用雑収入	3,782	3,900	103.1%
	葬祭収入	34,393	32,000	93.0%
	観光取扱手数料	138	100	72.6%
	計	139,071	141,800	102.0%
費 用	カントリー費用	33,242	32,700	98.4%
	育苗センター費用	26,886	26,700	99.3%
	その他利用雑費	677	1,200	177.3%
	葬祭費用	13,656	11,880	87.0%
	観光費用	-	10	-
	計	74,461	72,490	97.4%
差 引 計		64,610	69,310	107.3%

## VIII. 加工事業及びその他事業

### 事業方針

#### 農産物加工事業

- 食の安全・安心意識の高まりのなか、顔の見える地域の農産物を使用し、安心して頂ける加工品の提供に取り組みます。
- 蒲生地区特産の錦大豆と蒲生米を使用した安全・安心でおいしい『佐久良川みそ』を、直売所等を通じて供給します。
- 食と農、地域とJAを結ぶ取り組みのなか、環境こだわり栽培の良質な蒲生米を学校給食に供給します。

また、蒲生米を使用したキューブ米（真空パック）を、直売所等を通じて供給します。

#### 1 加工事業収支計画

(単位：千円)

種 類		前年度実績 (A)	本年度計画 (B)	前年対比 (B)/(A)
収 益	みそ加工	926	680	73.4%
	精米加工	1,747	1,820	104.2%
	計	2,673	2,500	93.5%
費 用	みそ加工	851	780	91.6%
	精米加工	958	1,000	104.4%
	計	1,809	1,780	98.4%
差 引 計		864	720	83.4%

## 2 その他事業収支計画

(単位：千円)

種 類		前年度実績 (A)	本年度計画 (B)	前年対比 (B)/(A)
収 益	農地利用集積円滑化事業	4,669	4,450	95.3%
	その他(書籍販売)	181	200	110.6%
	計	4,850	4,650	95.9%
費 用	農地利用集積円滑化事業	4,408	4,200	95.3%
	計	4,408	4,200	95.3%
差 引 計		442	450	101.8%

# 経営管理計画

## I. 経営管理方針

第8次中期経営計画の最終年度であり、今までの成果、課題を踏まえ実践し、持続可能な農業・地域共生の未来づくりに取り組み、「なくてはならない・必要とされる JA」と組合員や地域の皆様から信頼される総合農協であり続けます。

### 【重点取組事項】

#### (1) 自己改革を支える組織基盤強化・組織活動支援の実践

##### ① 創意工夫を凝らした自己改革の実践

- 営農指導員による多様な農業者への訪問活動や金融渉外員による定期訪問等を行い、農業者への関係強化や課題解決に向けた提案力の向上に取り組みます。
- 地域イベントを通じた組合員や地域との繋がる活動を行います。
- 事業活動を通じたSDGsの取り組み、実現を目指します。

##### ② アクティブ・メンバーシップの確立に向けた取り組み

- 直売所を中心とした地産地消活動の充実を行い、「生産者・消費者・JA」の繋がる活動強化に取り組みます。
- 青壮年農業者との関係づくりや女性組織活動の活性化に取り組みます。
- 組合員の事業参画・共同活動の促進と「准組合員」の意思反映と運営参画の検討を行います。

#### (2) JA 経営健全性確保の実践

##### ① 不断の自己改革の実施を支える経営基盤強化

- 第8次中期経営計画を踏まえた自己改革工程表を作成し実践を行います。また、その成果、課題を検討し第9次中期経営計画策定に向けて取り組みます。
- 収支シミュレーションを活用し、事業態勢の見直しや業務内容の検討を行います。
- JAを取巻く事業環境を総合的に鑑み、持続可能な経営基盤の確立・強化に向け他JAとの組織再編について協議を行います。

##### ② 経営資源の有効活用と中長期的な投資

- 本店を中心とした将来の施設の在り方や農業用施設の老朽化等に伴い増加する保守・修繕費等の対策を検討します。
- デジタル化への情報システム対応を行い、事務の健全化・効率化を図ります。
- 県域を中心としたDX対策への参画と検討を行います。

##### ③ 総合的なリスク管理態勢の構築と情報開示

- 早期警戒制度の適用をふまえた行動規範に基づく経営健全性等の確保に取り組みます。
- 不祥事未然防止・再発防止とコンプライアンス意識定着に取り組みます。

#### (3) 内部統制システムの整備・運用・強化

##### 内部けん制機能の有効性の発揮

- 内部統制整備や管理態勢の充足に取り組みます。
- マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等に対して毅然とした態度で臨み、取引排除に向けた管理態勢の整備、確立に取り組みます。
- 全国ヘルプラインを活用した組合公益通報窓口の周知を行います。

## II. 組合員及び役職員教育の基本方針

JAの経営ビジョンである「誇りと信頼度No.1を目指します」を実現するためには、役職員の一人ひとりが心身ともに健康で、持てる能力を最大限に発揮することが重要であるため、人づくり・環境づくり・職場づくりに取り組みます。

### 【重点取組事項】

(1) 協同組合としての意識改革と「活力ある職場づくり」の実践

- ① 協同活動を担い、総合力を発揮する人材育成
  - JA 綱領の「わたしたち JA の目指すもの」を理解し、JA 滋賀蒲生町が掲げる経営理念をもとに総合的に地域に貢献できる人材育成を行います。
- ② 組合員の期待や要望に応える職員の環境づくり
  - 健康経営優良法人の認定取得を行い、職員の働きやすい環境づくりを行います。
  - 安全活動を行い、労働災害防止に取り組みます。
- ③ 誰もがともに活躍できる職場づくり
  - 内外の研修や啓発活動を通して、一人ひとりの人権が尊重される職場づくりを行います。

### 固定資産取得計画

(単位：千円)

部 門	取得予定金額	摘 要 ( 施 設 名 )
信 用 課	2,400	相談室の設置
信 用 課	8,209	営業店システム導入に向けた端末等機器の購入
営 農 販 売 課	4,440	無人航空機 (ドローン) の購入
営 農 販 売 課	1,000	育苗センター苗箱の購入
管 理 課	1,400	パソコン更新 (7台)
合 計	17,449	

### 固定資産除却計画

(単位：千円)

部 門	除却予定金額	摘 要 ( 施 設 名 )
管 理 課	8,000	長峰土地 (売却の場合)
合 計	8,000	

### 自己資本構成計画

(単位：千円)

種 類	前年度末実績 (A)	本年度末計画 (B)	増減額 (B-A)
出 資 金	525,714	540,000	14,286
資 本 準 備 金	332	332	-
利 益 剰 余 金	1,899,779	1,917,273	17,493
利益準備金	803,000	813,000	10,000
その他利益剰余金	1,096,779	1,104,273	7,493
特別積立金	452,000	452,000	-
目的積立金	443,028	510,000	66,972
当期末処分剰余金	201,752	142,273	△ 59,479
処 分 未 済 持 分	△ 2,431	△ 500	1,931
自 己 資 本 合 計	2,423,394	2,457,105	33,710

Ⅲ. 総合財務計画

第60年度【令和7年3月31日現在】

滋賀蒲生町農業協同組合

(単位：千円)

(資産の部)		(負債の部)	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>1. 信用事業資産</b>	<b>41,432,000</b>	<b>1. 信用事業負債</b>	<b>40,568,500</b>
(1) 現金	80,000	(1) 貯金	40,500,000
(2) 預金	33,500,000	(2) 借入金	5,000
①系統預金	( 33,499,999)	(3) その他の信用事業負債	63,500
②系統外預金	( 1)	①未払費用	( 8,500)
(3) 有価証券	3,300,000	②その他の負債	( 55,000)
①国債	( 1,200,000)	<b>2. 共済事業負債</b>	<b>189,100</b>
②地方債	( 1,000,000)	(1) 共済資金	110,000
③政府保証債	( 300,000)	(2) 未経過共済付加収入	78,000
④特別法人債	( 400,000)	(3) 共済未払費用	100
⑤公社債	( 400,000)	(4) その他の共済事業負債	1,000
(4) 貸出金	4,534,000	<b>3. 経済事業負債</b>	<b>135,000</b>
(5) その他の信用事業資産	21,000	(1) 経済事業未払金	80,000
(6) 貸倒引当金	△ 3,000	(2) 経済受託債務	30,000
<b>2. 共済事業資産</b>	<b>700</b>	(3) その他経済事業負債	25,000
<b>3. 経済事業資産</b>	<b>395,000</b>	<b>4. 雑負債</b>	<b>55,000</b>
(1) 経済事業未収金	110,000	(1) 未払法人税	15,000
(2) 経済受託債権	231,000	(2) その他の負債	40,000
(3) 棚卸資産	54,000	<b>5. 諸引当金</b>	<b>167,634</b>
①購買品	( 47,000)	(1) 賞与引当金	15,700
②その他の棚卸資産	( 7,000)	(2) 退職給付引当金	115,000
(4) その他の経済事業資産	15,000	(3) 役員退職慰労引当金	7,934
(5) 貸倒引当金	△ 15,000	(4) 特例業務負担金引当金	29,000
<b>4. 雑資産</b>	<b>40,000</b>	<b>負債の部合計</b>	<b>41,115,234</b>
<b>5. 固定資産</b>	<b>490,000</b>	(純資産の部)	
(1) 有形固定資産	490,000	<b>科 目</b>	<b>金 額</b>
①建物	( 1,150,000)	<b>1. 組合員資本</b>	<b>2,457,105</b>
②機械装置	( 610,000)	(1) 出資金	540,000
③土地	( 200,000)	(2) 資本準備金	332
④その他の有形固定資産	( 320,000)	(3) 利益剰余金	1,917,273
⑤減価償却累計額	( △1,790,000)	①利益準備金	( 813,000)
<b>6. 外部出資</b>	<b>967,632</b>	②その他利益準備金	( 1,104,273)
(1) 外部出資	967,632	特別積立金	452,000
①系統出資	( 936,562)	目的積立金	510,000
②系統外出資	( 21,370)	当期未処分剰余金	142,273
③子会社等出資	( 9,700)	(うち当期剰余金)	( 36,390)
<b>7. 繰延税金資産</b>	<b>14,500</b>	(4) 処分未済持分	△ 500
		<b>2. 評価・換算差額等</b>	<b>△ 232,507</b>
		(1) その他有価証券評価差額金	△ 232,507
		<b>純資産の部合計</b>	<b>2,224,598</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>43,339,832</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>43,339,832</b>

## IV. 総合損益計画

第60年度【令和6年4月1日～令和7年3月31日】

滋賀蒲生町農業協同組合

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>1. 事業総利益</b>	<b>513,640</b>	(9) 保管事業収益	14,250
<b>事業収益</b>	<b>1,084,160</b>	(10) 保管事業費用	4,200
<b>事業費用</b>	<b>570,520</b>	<b>保管事業総利益</b>	<b>10,050</b>
(1) 信用事業収益	232,700	(11) 加工事業収益	2,500
資金運用収益	214,400	(12) 加工事業費用	1,780
(うち預金利息)	( 133,100)	<b>加工事業総利益</b>	<b>720</b>
(うち有価証券利息)	( 22,000)	(13) 利用事業収益	141,800
(うち貸出金利息)	( 39,300)	カントリー収益	55,800
(うちその他受入利息)	( 20,000)	育苗センター収益	50,000
役務取引等収益	6,300	その他利用雑収入	3,900
その他経常収益	12,000	葬祭収入	32,000
(2) 信用事業費用	39,200	旅行取扱手数料	100
資金調達費用	12,650	(14) 利用事業費用	72,490
(うち貯金利息)	( 12,250)	カントリー費用	32,700
(うち給付補填備金繰入)	( 50)	育苗センター費用	26,700
(うち借入金利息)	( 100)	その他利用雑費	1,200
(うちその他支払利息)	( 250)	葬祭費用	11,880
役務取引等費用	4,400	旅行費用	10
その他経常費用	22,150	<b>利用事業総利益</b>	<b>69,310</b>
<b>信用事業総利益</b>	<b>193,500</b>	(15) その他事業収益	4,650
(3) 共済事業収益	139,600	(16) その他事業費用	4,200
共済付加収入	130,500	<b>その他事業総利益</b>	<b>450</b>
その他の収益	9,100	(17) 指導事業収入	4,330
(4) 共済事業費用	9,400	(18) 指導事業支出	11,600
共済推進費	5,000	<b>指導事業収支差額</b>	<b>△ 7,270</b>
その他の費用	4,400	<b>2. 事業管理費</b>	<b>492,400</b>
<b>共済事業総利益</b>	<b>130,200</b>	(1) 人件費	341,000
(5) 購買事業収益	493,580	(2) 業務費	57,450
購買品供給高	473,000	(3) 諸税負担金	15,600
購買手数料	5,000	(4) 施設費	75,350
(購買品取扱高)	( 537,500)	(5) その他事業管理費	3,000
奨励金	8,160	<b>事業利益</b>	<b>21,240</b>
その他の収益	7,420	<b>3. 事業外収益</b>	<b>30,200</b>
(6) 購買事業費用	413,500	(1) 受取出資配当金	12,000
購買品供給原価	391,000	(2) 賃貸料	16,200
(購買品取扱原価)	( 450,900)	(3) 雑収入	2,000
購買供給費	1,000	<b>4. 事業外費用</b>	<b>5,050</b>
その他の費用	21,500	(1) 寄付金	3,050
<b>購買事業総利益</b>	<b>80,080</b>	(2) 雑損失	2,000
(7) 販売事業収益	50,750	(うち減価償却費)	( 2,000)
販売品販売高	7,000	<b>経常利益</b>	<b>46,390</b>
(受託販売品販売高)	( 754,500)	<b>5. 特別利益</b>	-
販売手数料	36,000	<b>6. 特別損失</b>	-
その他の収益	7,750	<b>税引前当期利益</b>	<b>46,390</b>
(8) 販売事業費用	14,150	法人税、住民税及び事業税	10,000
販売品受入高	6,100	<b>当期剰余金</b>	<b>36,390</b>
(受託販売品受入高)	( 754,500)	当期首繰越剰余金	105,883
その他の費用	8,050	目的積立金取崩	-
<b>販売事業総利益</b>	<b>36,600</b>	<b>当期未処分剰余金</b>	<b>142,273</b>

※上記は、令和3年度から適用される収益認識会計基準を反映した収益・費用金額を表示しております。

V. 部門別損益計画

第60年度【令和6年4月1日～令和7年3月31日】

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	1,084,160	232,700	139,600	399,311	310,249	2,300	
事業費用②	570,520	39,200	9,400	266,805	248,115	7,000	
事業総利益③ (① - ②)	513,640	193,500	130,200	132,506	62,134	△ 4,700	
事業管理費④	492,400	120,786	81,296	190,953	66,376	32,991	
(うち減価償却費⑤)	41,900	1,966	784	33,706	5,272	172	
(うち人件費⑤)	341,000	78,499	70,792	117,336	45,660	28,713	
※うち共通管理費⑥		42,798	19,231	63,322	19,122	4,232	△ 148,706
(うち減価償却費⑦)		1,659	740	2,459	735	163	△ 5,756
(うち人件費⑦)		24,109	10,888	35,658	10,808	2,399	△ 83,871
事業利益⑧ (③ - ④)	21,240	72,715	48,905	△ 58,447	△ 4,242	△ 37,691	
事業外収益⑨	30,200	7,409	4,987	11,709	4,071	2,024	
※うち共通分⑩		7,409	4,987	11,709	4,071	2,024	△ 30,200
事業外費用⑪	5,050	237	95	4,061	636	21	
※うち共通分⑫		237	95	4,061	636	21	△ 5,050
経常利益⑬ (⑧ + ⑨ - ⑪)	46,390	79,887	53,797	△ 50,799	△ 807	△ 35,688	
税引前当期利益⑭	46,390	79,887	53,797	△ 50,799	△ 807	△ 35,688	
営農指導事業分配賦額⑮		10,482	8,897	12,055	4,254	△ 35,688	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑯ (⑭ - ⑮)	46,390	69,405	44,900	△ 62,854	△ 5,061		

・上記は、令和3年度から適用される収益認識会計基準を反映した収益・費用金額を表示しております。

・※⑥、⑩、⑫は、各事業に直課できない額

配賦割合(注)の配賦基準で算出した配賦の割合

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	28.78	12.93	42.59	12.86	2.85	100.00
営農指導事業	29.37	24.93	33.78	11.92		100.00

(注) 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等 配賦基準(人員割+事業総利益割+人件費を除いた事業管理費割)の平均値

(2) 営農指導事業 配賦基準(人員割+事業総利益割)の平均値

# JA 滋賀蒲生町 自己改革工程表

## < 構成 >

## 【文章編】

これまでの自己改革の取り組み	<p>当組合は、平成26年より、組合員との徹底した対話に基づき、「農家組合員の所得増大と農業生産の拡大」「総合事業による地域の活性化とくらしの支援」「自己改革を支えるJA経営基盤の確立」を基本目標とする創造的自己改革の実践に全力で取り組んできました。この結果、平成29年度～平成30年度に実施した「JAの自己改革に関する組合員調査」等において、多くの正組合員の方々から、一定の評価と自己改革への一層の期待、多くの准組合員から、総合事業の必要性や地域農業を応援したいとの声をいただくことができました。今後も、地域になくはないJA、地域に必要とされるJAであり続けるため、組合員との徹底した接点活動と対話を通じ、自己改革の取り組みと成果について評価を把握し、次の自己改革につなげることで、PDCA サイクルを回し、総合事業を基本とする「不断の自己改革」を着実に実践いたします。</p>
これまでの評価と准組合員の意識	
不断の自己改革に取り組む旨、PDCAの実践	

### 組合員農家の所得向上（安定）・農業生産の拡大の取り組みについて

<p>農家組合員の所得増大・農業生産の拡大の取り組み (組合員類型別売上増加・コスト低減)</p>	<p>農家組合員の所得向上（安定）・コスト低減につながる次の取り組みについて、目標及び具体策を策定し、実践します。</p> <p>※多様な農業者を対象とした取り組み</p> <p>ア. 生産調整を米で実施する場合は輸出米を中心にした作付け推進</p> <p>イ. 複数年契約米の継続した取り組み</p> <p>ウ. 担当職員（営農指導員等）による多様な農業者への訪問活動を展開</p> <p>エ. 青壮年農業者や集落営農法人等との関係づくり強化</p>
---	--

### 地域の活性化の取り組みについて

<p>地域の活性化の取り組み</p>	<p>「地域の活性化」に向けて、次のことに取り組めます。</p> <p>ア. 「こころ」「からだ」「つながり」を軸とした組合員・地域住民の健康づくり</p> <p>イ. SNSを利用し組合員・利用者との「対話ツール」の構築</p> <p>ウ. 小さな拠点づくり（集まる・つながる場づくり）</p>
--------------------	--

### JA経営基盤の確立・強化の取り組みについて

<p>JA経営をめぐる情勢等</p>	<p>管内の人口動向は減少傾向にあり、少子高齢化が進展しております。同様に農業者も減少していますが、農地は大規模農家等の規模拡大により維持管理されています。</p> <p>農業生産額はコロナ禍や社会情勢等の影響を受けていますが、販売品販売高は、7億円前後で推移している状況です。</p> <p>日々変わる社会情勢や様々なりスクを鑑み、毎年度収支シミュレーションを行います。今後も一定水準の利益を確保しながら、地域に根差した必要とされる総合農協であり続けるため、自己改革に取り組めます。</p> <p>自己改革を支えるJA経営基盤を確保するために、販売力の強化を通じた事業伸長や効率的な施設活用を通じた費用削減等、経済事業の収支改善施策を継続して取り組むことで、健全で持続性のある経営を確立することが緊急の課題となっています。</p>
<p>収支シミュレーションの概要</p>	
<p>経営基盤強化策</p>	

### 組合員との対話・意思反映について

<p>対話の取組み、准組合員の意思反映の仕組みの明確化</p>	<p>自己改革の実践にあたっては、担当職員（営農指導員等）による農業者への訪問活動や農談会などを通じた「組合員との対話」により改革の評価を把握し、地域に根差し地域になくはない、JAを目指して日常の正組合員の声を組合事業全般に生かします。正組合員とともに、地域農業や地域経済の発展を支える、准組合員に関しては、年金友の会や共済優友会等の役員に就いていただくことによって、准組合員の声も聴くことができ、事業に反映させることで、正組合員と准組合員が一体となったJA運営を実現いたします。また、農業振興の応援団でもある准組合員の事業利用にあたっては、正・准組合員の利用状況を把握したうえで、「農家組合員の所得向上（安定）」につながるよう取り組めます。</p>
<p>准組合員の事業利用に関する判断</p>	

【数値編】

< 重点目標 >

< 成果指標・目標値 >

組員農家の所得向上（安定）・農業生産の拡大								
重点施策	主な対象者	行動計画	目標値（3年後）		令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当部署
複数年契約米の継続した取り組み	水稲生産者	メリットを生かした有利販売	収量1,200 トン	目標	980 トン	980 トン	1,200 トン	営農販売課
				実績	958 トン	921 トン		
新規需要米（輸出用米）への取り組み	水稲生産者	マーケットインに基づく米の生産	面積145 ha	目標	108 ha	125 ha	145 ha	営農販売課
				実績	113 ha	102 ha		
天晴れセンシングの活用	水稲生産者	スマート農業の実践	スマート農業の定着	目標	4 農家	6 農家による検証		営農販売課
				実績	5 農家	5 農家		
ザルビオフィールドマネージャーの活用	水稲生産者	スマート農業の実践	スマート農業の定着	目標			5 農家導入	営農販売課
				実績				

地域の活性化								
重点施策	主な対象者	行動計画	目標値（3年後）		令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当部署
健康寿命100歳プロジェクトの実践	組員、地域住民	健康診断の実施	年3日間参加者165名	目標	150名	160名	165名	企画審査室
				実績	81名	77名		
年金受給者友の会の活動充実	年金受給者	新規獲得の推進	1,960名	目標	1,920名	1,950名	1,930名	信用課
				実績	1,887名	1,900名		

JA経営基盤の確立・強化								
重点施策	主な対象事業	行動計画	目標値（3年後）		令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当部署
施設の修繕・充実	ントリーエレベーター	サイロの修繕・玄米加工の計画	輸出来のブランド価値の向上	目標	サイロの修繕	玄米殺菌・殺虫殺卵装置の導入検討	修繕個所の確認・見積	営農販売課
				実績	令和4年8月サイロ修繕完了	玄米殺菌・殺虫殺卵装置の導入見送り		
	ガソリンスタンド	ガソリンスタンドを移設縮小し事業継続	地域インフラ機能の維持	目標	がソリストランド <sup>®</sup> 移設	新設がソリストランド <sup>®</sup> に係る事業管理費の圧縮	がソリストランド <sup>®</sup> に係る事業管理費の圧縮	購買課
				実績	令和4年12月がソリストランド <sup>®</sup> 移設完了	コンバ <sup>®</sup> 外SSに変更し維持費の減少		
事業管理費のコスト削減	各課費用及び事業管理費	光熱費等の契約内容の見直し	事業管理費の削減△500万円	目標	事業管理費△200万円	事業管理費△300万円	事業の棚卸を行い、費用の削減と効率化の向上を図る	管理課
				実績	事業管理費前年度より△95万円	減価償却費や退職給付の増加により事業管理費の増加		

組員との対話・意思反映〔アクティブ・メンバーシップ対策〕								
重点施策	主な対象者	行動計画	目標値（3年後）		令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当部署
集落営農法人連絡協議会	集落営農法人	情報交換・共有	地域農業を守る仕組みづくり	目標	3回	3回	3回	営農販売課
				実績	3回	3回		
青壮年農業者懇談会	青壮年農業者	次代を見据えた取り組み	年間2回の懇談会の開催	目標	1回	2回	2回	営農販売課
				実績	3回	2回		
次世代農業の育成支援	管内農業者	行政等関係機関と連携し支援	次世代農業者の育成	目標	2件	2件	2件	営農販売課
				実績	3件	1件		
組員訪問活動	正組員 准組員	全職員により広報誌等の配布を通じた組員訪問活動	正組員・准組員の100名増加	目標	2,000軒	2,050軒	2,100軒	管理課
				実績	1,964軒	1,949軒		
SNSを利用した組員との「対話ツール」の構築	組員、地域住民	JA滋賀蒲生町公式LINEの登録者の増加活動	LINE登録者700名	目標	300名	400名	700名	全課室
				実績	295名	535名		

第3号議案 定款及び定款附属書総代選挙規程の一部変更について

定款 新旧対照表

新条文	現行条文	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1章 ～ 第4章 (略)</p> <p>第5章 役職員 第27条 (略)</p> <p>(役員の欠格事由) 第28条 (略) (1)～(6) (略) (7) 前2号に掲げる者以外の者であつて、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りでない。</p> <p>第29条 ～ 第36条 (略)</p> <p>第6章 会計監査人 (略)</p> <p>第7章 総会 第43条 ～ 第44条 (略)</p> <p>(総会の決議事項) 第45条 (略) (1)～(16) (17) <u>この組合の行う農業経営の内容に関すること。</u> (18)～(19) (略)</p> <p>2 ～ 8 (略)</p> <p>第46条 ～ 第50条 (略)</p> <p>(総会の特別決議事項) 第51条 (1)～(5) (略) (6) <u>この組合の行う農業経営の内容に関すること。</u> (7)～(8) (略)</p> <p>第51条の2 ～ 第55条 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章 ～ 第4章 (略)</p> <p>第5章 役職員 第27条 (略)</p> <p>(役員の欠格事由) 第28条 (略) (1)～(6) (略) (7) 前2号に掲げる者以外の者であつて、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りでない。</p> <p>第29条 ～ 第36条 (略)</p> <p>第6章 会計監査人 (略)</p> <p>第7章 総会 第43条 ～ 第44条 (略)</p> <p>(総会の決議事項) 第45条 (略) (1)～(16) (17) <u>農業協同組合連合会が行う農業の経営に対して同意すること。</u> (18)～(19) (略)</p> <p>2 ～ 8 (略)</p> <p>第46条 ～ 第50条 (略)</p> <p>(総会の特別決議事項) 第51条 (1)～(5) (略) (6) <u>農業協同組合連合会が行う農業の経営に対して同意すること。</u> (7)～(8) (略)</p> <p>第51条の2 ～ 第55条 (略)</p>	<p></p> <p>刑法等の一部改正による、農協法改正に伴う文言変更</p> <p></p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴い変更</p> <p></p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴い変更</p>

新条文	現行条文	備考
第8章 ～ 第11章 (略)	第8章 ～ 第11章 (略)	

附 則 (令和6年6月22日)

- 1 この定款の変更は、行政庁の認可書が到達した日 (令和 年 月 日) から効力を生ずる。
- 2 前項の規定にかかわらず、第28条の変更は、行政庁の認可書が到達した日又は刑法等の一部を改正する法律 (令和4年法律第67号) の施行日のいずれか遅い日から効力を生ずる。

定款附属書総代選挙規程 新旧対照表

新条文	現行条文	備考
<p>(被選挙権を有しない者)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 前号に掲げる者以外の者であつて、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りでない。</p> <p>第2条 ～ 第4条 (略)</p> <p>(候補者)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 この組合は、前2項の規定により、この組合に届け出て総代の候補者となった者 (以下「総代の候補者」という。)の<u>選挙区</u>、氏名及び立候補又は被推薦の別を、選挙期日の前日までに組合の掲示場に掲示し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第6条 ～ 第16条 (略)</p> <p>(無効投票)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被選挙人の氏名のほか、他事を記載したもの (職業、社会的地位、<u>選挙区</u>又は敬称の類を記入したものを除く。)</p> <p>(3) ～ (7) (略)</p>	<p>(被選挙権を有しない者)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 前号に掲げる者以外の者であつて、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りでない。</p> <p>第2条 ～ 第4条 (略)</p> <p>(候補者)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 この組合は、前2項の規定により、この組合に届け出て総代の候補者となった者 (以下「総代の候補者」という。)の<u>住所</u>、氏名及び立候補又は被推薦の別を、選挙期日の前日までに組合の掲示場に掲示し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第6条 ～ 第16条 (略)</p> <p>(無効投票)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被選挙人の氏名のほか、他事を記載したもの (職業、社会的地位、<u>住所</u>又は敬称の類を記入したものを除く。)</p> <p>(3) ～ (7) (略)</p>	<p>刑法等の一部改正による、農協法改正に伴う文言変更</p> <p>個人情報保護意識の高まり等をふまえた変更</p> <p>同上</p>

新条文	現行条文	備考
<p>第 18 条 ～ 第 19 条 (略)</p> <p>(当選の通知等)</p> <p>第 20 条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に当選人の<u>選挙区</u>及び氏名を組合の掲示場に掲示しなければならない。</p> <p>第 21 条 ～ 第 25 条 (略)</p>	<p>第 18 条 ～ 第 19 条 (略)</p> <p>(当選の通知等)</p> <p>第 20 条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に当選人の<u>住所</u>及び氏名を組合の掲示場に掲示しなければならない。</p> <p>第 21 条 ～ 第 25 条 (略)</p>	<p>個人情報保護意識の高まり等をふまえた変更</p>

附 則 (令和 6 年 6 月 22 日)

- 1 この定款附属書総代選挙規程の変更は、行政庁の認可書が到達した日(令和 年 月 日)から効力を生ずる。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 1 条の変更は、行政庁の認可書が到達した日又は刑法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 67 号)の施行日のいずれか遅い日から効力を生ずる。

報告事項 2 (有) アグリ蒲生の決算報告について

子会社の財務諸表

有限会社アグリ蒲生

(単位：千円)

貸借対照表			
		令和6年1月31日現在	
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
I 流動資産	73,988	I 流動負債	26,238
1 現金及び預金	59,332	1 買掛金	11,185
2 売掛金	3,078	2 未払金	10,927
3 貸倒引当金	△ 24	3 未払費用	1,108
4 原材料	7,466	4 未払法人税等	473
5 仕掛品	4,087	5 未払消費税等	2,547
6 前払費用	50	II 固定負債	40,910
II 固定資産	55,839	1 長期借入金	33,364
1 有形固定資産	49,627	2 退職給付引当金	938
(1) 建物	8,307	3 農業経営基盤強化準備金	6,607
(2) 建物附属設備	2,419		
(3) 構築物	5,680	<b>負債合計</b>	<b>67,148</b>
(4) 機械装置	9,592	<b>(純資産の部)</b>	
(5) 車両運搬具	1,540	I 株主資本	62,679
(6) 工具器具備品	800	1 資本金	9,900
(7) 土地	9,518	2 利益剰余金	52,779
(8) リース資産	11,771	(1) その他利益剰余金	52,779
2 無形固定資産	76	①繰越利益剰余金	52,779
(1) 電話加入権	76		
3 投資その他の資産	6,135	<b>純資産合計</b>	<b>62,679</b>
(1) 出資金	1,985		
(2) 差入保証金	88	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>129,827</b>
(3) 長期前払費用	335		
(4) 繰延税金資産	241		
(5) 経営安定積立金	3,477		
(6) 保険積立金	10		
<b>資産合計</b>	<b>129,827</b>		

※単位未満を四捨五入で表示しているため、合計額が一致しない場合があります。

## 損益計算書

自 令和 5年 2月 1日

至 令和 6年 1月31日

有限会社アグリ蒲生

(単位:千円)

I 売上高	180,883
II 売上原価	165,557
売上総利益	15,326
III 販売費及び一般管理費	35,619
営業損失金額	△ 20,293
IV 営業外収益	32,268
V 営業外費用	7,404
経常利益	4,572
VI 特別利益	53,766
VII 特別損失	53,731
税引前当期純利益	4,606
法人税、住民税及び事業税	778
当期純利益	3,829

## 株主資本等変動計算書

自 令和 5年 2月 1日

至 令和 6年 1月31日

有限会社アグリ蒲生

(単位:千円)

	株 主 資 本						株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
前期首残高	9,900	-	-	-	48,950	48,950	58,850	58,850
当期変動額	-	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-
利益準備金の積立	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	3,829	3,829	3,829	3,829
当期変動額合計	-	-	-	-	3,829	3,829	3,829	3,829
当期末残高	9,900	-	-	-	52,779	52,779	62,679	62,679

## 個別注記表

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

### 1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 資産の評価基準及び評価方法  
時価のないもの…移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
原材料…最終仕入原価法  
仕掛品…最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 機械及び装置、車両及び運搬具については、法人税法の規定による旧定率法または定率法を採用し取得価額30万円未満の有形固定資産については即時償却しています。

また、一括償却資産については、法人税の規定による3年間の均等償却によります。

(3) 負債性引当金の計上金額

令和2年度より、使用人に対する期末退職要支給額に対応するため、(一財)全国農林業業団体共済会の退職積立以外の負債として将来の退職給付に充てるための引当金を計上しています。

(4) 農業経営強化準備金

農業経営強化に要する費用の支出に備えるため、当期において租税特別措置法第61条の2に基づき、積立限度額の範囲内で計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

農産物の販売については、生産物の引渡した日に収益を認識しており、役務収益については、役務の終了の日において収益を認識しています。

(6) その他計算書類に作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理については、税込み処理方式によります。

### 2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

建物	5,729 千円
付属設備	8,012 千円
構築物	5,986 千円
機械及び装置	44,423 千円
車両及び運搬具	1,901 千円
工具器具備品	3,952 千円
リース資産	47,192 千円

### 3. 株主資本等変動計画書に関する注記

発行済み株式数

普通株式 198株

### 4. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり情報に情報に関する注記

一株当たり純資産額	317 千円
一株当たり当期純利益金額	19 千円

### 報告事項3 「JAバンク基本方針」の変更について

定款第46条第2号の定めにより、信用事業再編強化法第4条の規定に基づき農林中央金庫が定める「JAバンク基本方針」の内容（概要）を以下のとおり報告いたします。

#### 1 「JAバンク基本方針」について

- (1) 組合員・利用者の皆様に便利・安心なJAバンクをご利用いただくため、「JAバンク基本方針」（以下「基本方針」という）では、高度な金融サービスを提供するための一体的事業運営の取組みとJAバンクの健全性を確保するための破綻未然防止の取組み（以下「JAバンクシステム」という）を定めています。
- (2) 一体的事業運営の取組みとして、JAバンクは、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行うこととしています。
- (3) また、破綻未然防止の取組みとして、JA・信連（以下「JA等」という）が農林中央金庫（以下「農林中金」という）に経営管理資料を提出し、財務内容等が一定の基準に抵触した場合には、経営改善を行うこととしています。
- (4) なお、JA等による経営改善に向けた取組みを支援するため、JA等が資金拠出したJAバンク支援基金から、必要に応じ、資本注入等の支援を行うこととしています。
- (5) 基本方針は、金融情勢の変化、JA等の経営状況等を踏まえ、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行うこととしています。

#### 2 令和6年6月21日変更の主な内容

令和6年6月21日開催の農林中金通常総代会において、基本方針の変更が承認され、同日より実施されました。

共済監督指針改正等を踏まえ、全国共済農業協同組合連合会（以下「全共連」という）は共済不祥事件が発生した場合の対処方法を定めた「JA共済不祥事件措置基準」を変更するなど、実効性ある指導の枠組みを整備しています。

こうしたことを踏まえ、JAバンク会員が、厳しさを増す経営環境のなかで、経営の持続性を確保し、健全な金融機関として信頼性を維持していくため、主に以下のとおり変更されました。

##### (1) 共済系統との連携強化に向けた対応

JAバンクシステムの健全性を維持する観点から共済系統との連携を強化するため、以下のとおりJAバンク基本方針に定める。

- a 「JAバンク会員の役割等」に、必要があるときは、全共連と連携を図る旨を定める。
- b レベル格付指定基準（業務執行体制）「役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事件（子会社含む）が発生した場合」について、「共済事業のみの不祥事件であって、JAバンク基本方針に基づく指導と同等の指導が行われる場合にはレベル格付の指定対象外とする」旨を追加する。

以上